

令和5年度

スポーツ振興くじ助成金 追加募集の手引

【総合型地域スポーツクラブ活動助成／スポーツ団体スポーツ活動助成（マイクロバスの設置）】

スポーツくじ



令和5年1月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興くじ助成金について

「スポーツくじ」は、世界の第一線で活躍するアスリートの育成や、地域において、子どもからお年寄りまで、だれもが、いつでも、身近にスポーツを楽しめる環境の整備など、スポーツ振興施策を実施するための財源確保の手段として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づき、実施しているものです。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）では、その収益を財源として、地方公共団体やスポーツ団体が行うスポーツ活動等に対して「スポーツ振興くじ助成」を実施することで、我が国の豊かなスポーツ環境の整備を推進しています。

「スポーツ振興くじ助成」による一つひとつの事業が、いずれも我が国のスポーツの振興を図る上で重要な役割を担っており、助成事業については、

- 関係規程を遵守し、助成金を適正に活用していること。
- 公益性のある事業として、外部への説明責任を果たせること。
- 「スポーツ振興くじ助成金」を通じて実施した事業である旨の広報を行うこと。

が必須要件となっております。

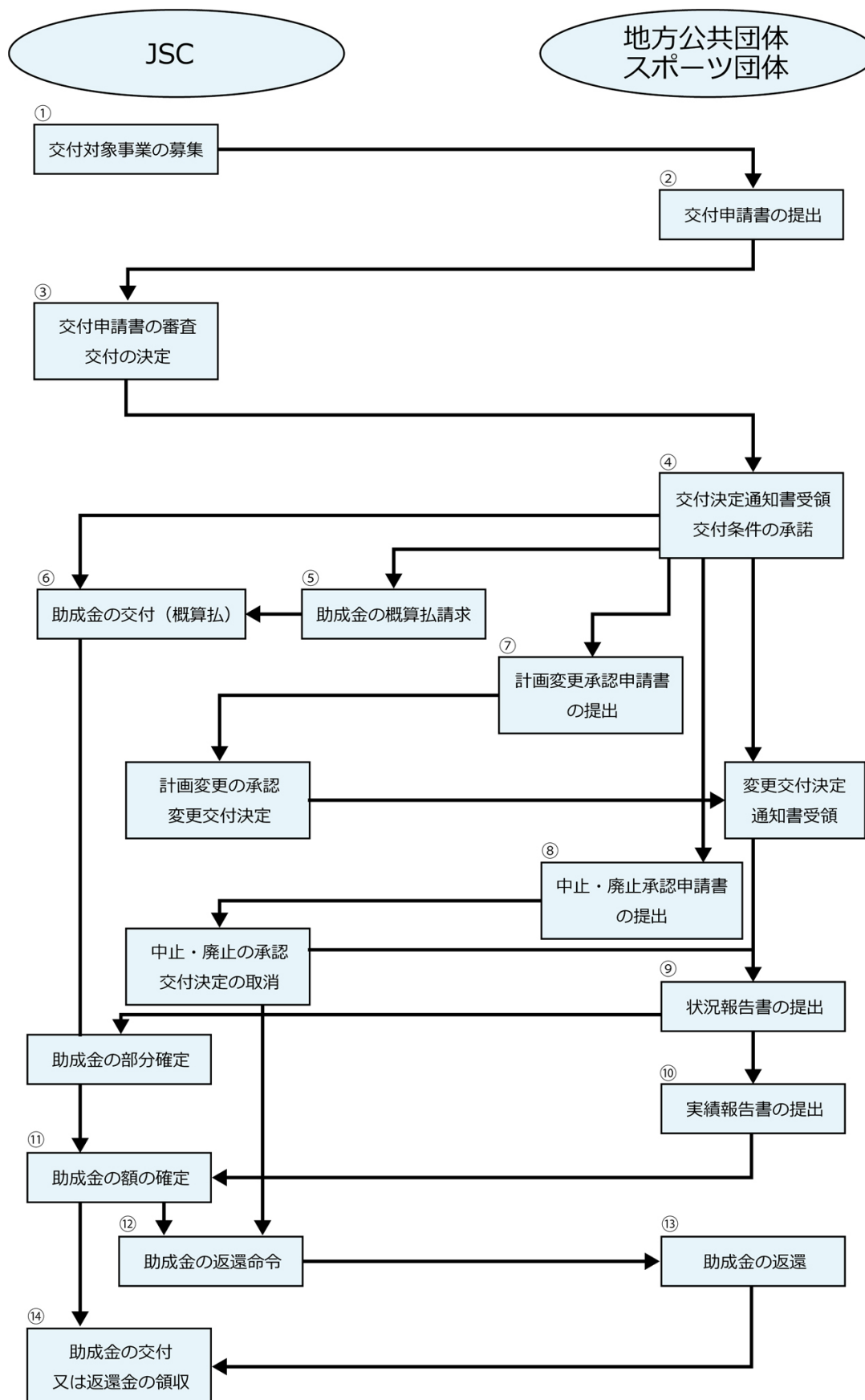
交付申請に当たっては、上記趣旨をご理解いただくとともに、「スポーツ振興くじ助成金交付要綱」、「スポーツ振興くじ助成金実施要領」、本「追加募集の手引」、「スポーツ振興事業助成金を受ける団体の心得」及び「会計処理の手引」等を熟読の上、手続きを進めてくださいますようお願いいたします。

今後においても、スポーツ振興くじ助成金を活用したスポーツ振興くじ助成を推進するため、多くの皆様から「スポーツくじ」に対するご理解とご協力をいただけるよう努めてまいります。

目次

令和５年度スポーツ振興くじ助成金交付対象事業の追加募集について	(頁)
１ 事務手続きの流れ（募集から助成金の額の確定まで）	３
２ 助成対象者	６
３ 助成対象事業	８
４ 審査の視点	９
５ 助成対象事業の実施期間	１０
６ 助成対象とならない事業	１１
７ 助成事業を実施する際の条件等	１２
８ 申請の手続き	１４
９ 交付の決定（結果の通知）	２４
１０ お問合せ先	２４
１１ 助成事業を実施する上での留意事項等	２５
１２ 助成対象事業別の要件等	
Ⅰ 総合型地域スポーツクラブ活動助成	２７
Ⅱ スポーツ団体スポーツ活動助成	６５
１３ 助成対象経費の基準等	７７
１４ 収支に関する証拠書類一覧表	８７

1 事務手続きの流れ（募集から助成金の額の確定まで）



共通事項

追加募集の手引【全団体・全事業共通】

※ 時期につきましては、審査の状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

時 期	No.	事 項	内 容
1 月	①	交付対象事業の募集	・ 助成対象者は、申請受付期間内に、所定の交付申請書（関係添付書類を含む。）を提出します。
3 月	②	交付申請書の提出	
5 月	③	交付申請書の審査	・ J S C は、提出された交付申請書について、書類の不足、助成対象事業の要件に合致しているかどうかの書類審査を行います。 ・ また、書類審査後は、外部有識者による助成審査委員会において、審査基準に基づく審査及び助成金の配分額を審議します。
	③	交付の決定	・ J S C は、③の審査結果に基づき、交付の決定を行い、当該団体に対し、助成金交付決定通知書を送付します。 なお、不採択事業についても当該団体に文書で通知します。
	④	交付条件の承諾・契約締結	・ 必要に応じて条件を付して助成金の交付の決定を行う場合があります。また、一部の事業においては助成金交付契約を締結します。
不定期 （事業 計画期 間内）	⑤	助成金の概算払	・ 助成事業者は、助成金の概算払が必要な場合は、助成金概算払申請書を提出します。J S C は、請求に基づき概算払を行います。
	⑥		
	⑦	事業計画の変更	・ 助成事業者は、助成事業の内容を変更する事由が発生した場合は、あらかじめ計画変更承認申請書を提出します。 ・ J S C は、申請書に基づき計画の変更を承認し、必要に応じて変更交付決定を行い、当該団体に計画変更の承認及び変更交付決定通知書を送付します。
	⑧	事業の中止・廃止	・ 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しなければならない場合は、助成事業中止（廃止）承認申請書を提出します。 ・ J S C は、申請書に基づき、事業の中止（廃止）を承認し、交付決定の取消し又は変更交付決定を行います。
JSC の 指定する 時期	⑨	状況報告書の提出	・ 助成事業者は、J S C の指定する時期に、助成事業の遂行及び支出状況について助成事業状況報告書を提出します。

追加募集の手引【全団体・全事業共通】

4 月 又は事業 完了後 30 日 以内	⑩	実績報告書の提出	・助成事業が完了した団体は、事業の完了から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに助成事業実績報告書（支出内容を証する書類の写しを含む。）を提出します。
5 月	⑪	助成金の額の確定	・ J S C は、実績報告書等の書類の審査等を行い、助成金の額の確定を行い、助成金交付額確定通知書を送付します。 ※助成金の確定額と受領済額に差異がある場合は、以下の手続きを行います。
	⑫	助成金の返還命令	・ 助成金の概算払済額が、確定額を上回っている場合は、助成金の返還命令書を当該団体に送付します。
	⑬	助成金の返還	・ 助成金の返還命令書を受領した団体は、命令の日から 20 日以内に返還額の納付（銀行振込）を行います。
	⑭	助成金の交付 返還金の領収	・ 助成金の未受領額がある団体については、未払額の交付を行います。 ・ J S C は、助成金の返還命令書を送付した団体から、返還金を領収します。

2 助成対象者 実施要領第3条

次に掲げる地方公共団体又は非営利のスポーツ団体が交付申請を行うことができます。
ただし、助成対象事業ごとに助成対象者が異なりますので、各事業の要件等を十分ご確認ください。

No.	助成対象者
①	都道府県及び市町村（特別地方公共団体を含む。） ○ 助成対象事業により、都道府県又は市町村の長が助成事業の実施を目的とする組織を設置し、当該組織に委託（事務委任）する実施形態において、一定の要件を満たす場合は、当該組織を都道府県又は市町村とみなす場合があります。
②	公益財団法人日本スポーツ協会（J S P O） 公益財団法人日本オリンピック委員会（J O C） 公益財団法人日本レクリエーション協会（日レク） 上記3団体の加盟団体 公益財団法人日本パラスポーツ協会（J P S A） 法人格を有するJ P S A又は日本パラリンピック委員会（J P C）の加盟団体
③	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（J A D A） 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（J S A A）

No.	助成対象者
④	ア及びイの要件を満たす非営利の法人（スポーツ団体） ア 定款、規約その他当該団体の目的・組織・業務などを定めた規則において次に掲げる内容を規定していること。 （ア）<u>主たる目的が運動・スポーツの振興及び普及であること。</u> （イ）<u>主たる事業が運動・スポーツの振興及び普及に関する活動であること。</u> イ アの定款等に掲げた<u>運動・スポーツの振興及び普及に関する活動に係る事業計画及びその実績を有すること。</u> ○ 営利企業等と関係のある法人は、助成対象者とみなさない場合があります。 ○ 令和４年４月１日以前に法人が設立していることを原則とします（設立日とは、登記簿謄本に記載されている法人成立の年月日）。 ※ 令和４年度に総合型地域スポーツクラブ創設事業、創設支援事業、自立支援事業及びクラブマネジャー設置支援事業による助成を受けて活動していた団体を除く。 ※ 「スポーツ団体スポーツ活動助成（マイクロバスの設置）」を申請する場合は、令和３年４月１日以前に法人が設立していることとします。 ○ 初めて本助成を受ける団体で、「スポーツ団体スポーツ活動助成（マイクロバスの設置）」を申請する場合は、令和３年１０月１日～令和４年９月３０日までに終了している直近の会計年度において、運動・スポーツの振興及び普及を目的とした事業を、①主催した実績を有すること、②経理（決算）した実績を有すること。 ※ 直近に終了した会計年度においては実績を有しないものの、直近の会計年度の終了後から令和４年９月３０日までに実績を有する場合は、当該実績を考慮する場合があります。 ※ 実績が乏しい場合は、申請額から減額しての配分となる場合があります。 ○ 直近の財務諸表において、債務超過にある団体は、助成対象者とみなさない場合があります。

3 助成対象事業

次の（１）及び（２）の事業を対象とします。

助成対象事業の要件、助成割合、助成対象経費限度額の上限額等は、助成対象事業ごとに異なりますので、それぞれの項目をご確認ください。

交付申請する事業については、助成対象者において、あらかじめ当該事業予算の議決（議決されることが確実に見込まれるものを含む。）が必要となります。

（１）総合型地域スポーツクラブ活動助成

地域における運動・スポーツ活動の拠点であり地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブの創設及び育成の促進を図ることを目的としています。

助成事業の内容	助成対象者
総合型地域スポーツクラブ創設支援事業	令和5年度に助成初年度として間接助成事業者となる総合型クラブ創設のために設立された非営利の団体を支援する市町村
総合型地域スポーツクラブ創設事業	令和5年度に助成初年度として総合型クラブを創設する市町村
総合型地域スポーツクラブ自立支援事業	令和5年度に助成初年度として間接助成事業者となる総合型クラブを支援する市町村
総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業	令和5年度が助成初年度となる法人格を有する総合型地域スポーツクラブ
総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業	令和5年度に助成初年度として間接助成事業者となる総合型クラブを支援する市町村
総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業	令和5年度が助成初年度となる法人格を有する総合型地域スポーツクラブ

（２）スポーツ団体スポーツ活動助成

スポーツ団体がスポーツの振興のために行う事業に対して助成することにより、生涯にわたる豊かなスポーツライフのための環境づくりと、競技水準の向上を図ることを目的としています。

助成事業の内容	助成対象者
スポーツ活動 推進事業	マイクロボスの設置
	1（公財）日本スポーツ協会 2（公財）日本オリンピック委員会 3（公財）日本レクリエーション協会 4（公財）日本パラスポーツ協会 5（公財）日本アンチ・ドーピング機構 6（公財）日本スポーツ仲裁機構 7 1、2又は3の加盟団体 8 法人格を有する4又は日本パラリンピック委員会の加盟団体 9 1～8以外で、スポーツ振興を主たる目的とする法人

共通事項

4 審査の視点

1 要件に関する審査

本「追加募集の手引」に明記された申請書類が、受付期限までに提出され、助成対象者及び助成対象事業の要件に合致していること。

(1) 交付申請書の提出

本「追加募集の手引」に明記されたすべての申請書類が、受付期限までに提出されていること。

※ 交付申請に係る基本書類（助成金交付申請書、事業計画一覧表、団体概要、事業計画書及び収支予算書）が受付期限までに提出されない場合は、受付を行いません。

※ 交付申請に係る書類の不備がある場合は、事務審査の評価項目として、減点の対象となります。事業ごとに「提出書類」が異なりますのでご注意ください。

(2) 助成対象者の要件

交付要綱、実施要領及び本「追加募集の手引」に規定する助成対象者の要件を満たすこと。

※ JADA加盟競技団体は、世界アンチ・ドーピング規程を踏まえ、以下の要件を満たすこと。

ア 競技団体にアンチ・ドーピング委員会が設置されていること。

イ 競技団体もしくは競技団体のアンチ・ドーピング委員会において、JADAが提供しているアンチ・ドーピングに関する教材等を活用して、所属のアスリートや傘下の関係者（コーチ、ドクター、トレーナー等）に対して、アンチ・ドーピングに関する研修会の開催や啓発活動の実施及び情報提供等を積極的に実施すること。

※ 交付申請書類と併せて、アンチ・ドーピング教育・啓発活動年間計画、アンチ・ドーピング委員会の組織図を提出してください。

また、実績報告時には、アンチ・ドーピング教育・啓発活動年間計画に基づく研修会や啓発活動等の実施を証する書類を提出することになります。

なお、実績報告時において、計画された内容の実施が確認できない場合は、助成金の交付の決定を取り消します。

(3) 助成対象事業の要件

交付要綱、実施要領及び本「追加募集の手引」に規定する各助成対象事業の要件を満たすこと。

※ 事業の要件は、事業ごとの項目を確認してください。

2 助成対象者に関する審査

1 の要件に合致した助成対象者について、当該助成対象者の会計処理状況（会計帳簿の作成状況、監査の実施状況等）やスポーツくじのPR協力への体制及び事務処理の状況について、審査を行います。

3 事業内容に関する審査

1 の要件に合致した事業について、各助成対象事業の審査項目により審査を行います。審査項目は、助成対象事業ごとに異なりますので、それぞれの項目を確認してください。

【留意事項】

※ 上記1～3の審査を踏まえ、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を経て、財源の範囲内において、助成金を交付すべきと認めた事業に対し、助成金の交付を決定します。

助成要件を満たす事業であっても、審査基準に基づく採点の結果、不採択若しくは、申請額から減額した配分となることがあります。（申請をした全ての事業が採択されるとは限りません。）

また、助成金の配分に当たっては、スポーツくじの都道府県別の売上額の状況等を勘案します。

※ 交付申請時の提出書類の記載内容に基づき書類審査を行い、原則として記載が無いものについては確認を行わずに審査を進めることとなります。記載漏れの無いよう事実に基づいて正確に記載してください。また、交付決定を受けた事業については、申請時に記載した計画を確実に実施する必要がありますので、あらかじめご注意ください。

5 助成対象事業の実施期間 交付要綱第2条第3項

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間に実施するものとします。

※ 令和5年3月31日以前の経費は、原則、助成対象経費となりません。

6 助成対象とならない事業 交付要綱第2条第2項、実施要領第5条第2項

(1) 助成対象事業が、次に掲げる事業である場合は助成対象となりません。

ア 収入総額が支出総額を上回る事業

イ スポーツの振興を目的とする国費（国費を財源とする資金を含む。）を活用しようとする事業

（例）国の委託金、交付金又は補助金

（例）他の独立行政法人が交付する助成金

ウ スポーツ振興基金助成金又は公営競技等（競馬、競輪、競艇、オートレース及び宝くじ（当せん金付証票））の収益による補助金若しくは助成金を活用しようとする事業

エ 助成対象事業の全部を第三者（営利法人等）に委任して実施しようとする事業

※ 助成対象者が本来行うべき業務（企画・立案等）を委任する場合も、助成対象者が行う事業とならないため助成対象となりません。

オ 実施しようとする事業に係るすべての収入及び支出が助成対象者において経理されない事業

※ 実施しようとする事業の一部を助成対象事業とすることは、助成金の額の確定が困難なため、助成対象となりません。

（主催構成団体において実行委員会を組織し、構成団体が経費を分担して実行委員会が一括経理する場合、実行委員会は助成対象者ではありませんので、実行委員会収支予算を助成事業の事業予算とすることはできません。この場合、助成対象者が実行委員会に支出（委託）する経費のみが助成対象経費となります。）

カ 第三者への寄附等を目的とする慈善（チャリティ）事業

(2) 助成事業の実施後、実績報告書に基づく審査の結果、助成対象事業の要件に合致しない場合、助成金の交付は行いません。

（例）助成事業を実施した結果、助成対象経費の合計額が、実施要領に要件として定める下限額を下回った場合

(3) 定款等において特定の競技種目の振興及び普及を掲げている団体が、定款等に掲げていない競技種目に関する事業を実施しようとする場合、助成対象事業とみなさない場合があります。

(4) 主たる目的がスポーツの振興でない事業は、助成の対象となりません。

（例）主たる目的が食の振興であるイベント開催事業

（例）主たる目的が観光の振興である情報提供事業

7 助成事業を実施する際の条件等

助成事業を実施するには、以下の条件等があります。条件を満たさない場合は、助成金交付決定の取消しや助成金の返還請求を行うこともありますので、あらかじめご承知おきください。

（１）ロゴマーク等の表示 交付要綱第２２条

助成事業者は、助成事業の実施に際し、助成金による助成事業である旨の記載及びスポーツくじのロゴマークの表示を行う必要があります。

なお、印刷物やホームページコンテンツ作成などを行う場合は、ロゴマーク等の表示を行い、その画像等を状況報告書及び実績報告書に添付することになります。

（２）助成事業の公開等 交付要綱第２３条

助成事業者は、助成事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報をホームページ等により公開してください。

J S Cは、助成事業の実施結果等について、不開示情報を除き、ホームページ等に公開します。

また、提出書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

なお、助成金交付手続きに必要な書類に含まれる個人情報については、当該審査業務以外の用途に使用いたしません。

（３）事業評価の実施等 実施要領第１５条

助成事業者は、助成対象期間終了後において、J S Cの求めに応じて、J S Cが定める当該助成事業に係る評価及び経年後の調査等を実施する必要があります。

◆スポーツ振興事業助成評価について

J S Cでは、スポーツ振興に関するニーズ等を踏まえて実施した助成事業に対して、有効性・必要性・継続性の観点から評価し、その結果を助成事業の見直しに活かすことで、限られた助成財源を有効に活用し、より効果的な助成とすることとしています。

※ 本評価は、助成事業者が実施する個々の事業を評価するものではありませんが、助成事業者は、事業ごとの指標について、助成事業実施年度とその前年度の数値を、把握しておく必要があります。

◆事業効果調査票の提出について

助成事業者は、助成事業の実施完了後、実績報告書の提出に合わせ、上記評価に関する調査票を提出することになります。

評価の実施内容については、以下のJSCホームページをご確認ください。

JSCのホームページ

⇒ <https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/1218/Default.aspx>

(4) **広報への協力等の依頼**

JSCが発行する広報誌やホームページに掲載する記事の原稿執筆や活動写真の提供等にご協力をお願いします。

また、助成事業者の発行する広報誌やホームページへのスポーツくじの販売促進等につながる記事やロゴマークの掲載、活動場所等における販売スケジュールポスターの掲示にご協力をお願いします。

(5) **調査等の実施** 交付要綱第10条、第13条

JSCは、助成事業者に対し、助成事業の遂行及び収支等の状況について報告を求め、又はその状況を調査することがあります。

また、助成金の額の確定に当たり、実績報告書等の書類の審査に加え、現地調査を行うことがあります。

(6) **JSCが進めるスポーツ振興施策への協力**

JSCでは、助成金の交付に際し、助成事業者となる地方公共団体等の皆様とともに、地域のスポーツ振興を推進するための情報ネットワーク（「JAPAN SPORT NETWORK」）を構築し、各種情報の提供等を進めることとしています。

8 申請の手続き

交付申請書類の分類

交付申請書類には、

ア J S Cが定める様式に記載し提出するもの

イ 団体で用意した書類を提出するもの（指定の様式がないもの）
があります。

※ 申請事業ごとに提出が必要となる書類が異なりますので、本手引の各事業ページにある提出書類の項目をよくご確認の上、ご申請ください。

※ J S Cの定める様式については、J S Cのホームページ（以下に記載のURLを参照）からダウンロードをして作成してください。

J S Cのホームページ

⇒ <https://www.jpnsport.go.jp/sinko/>

交付申請書の提出方法

① 過去5年間（平成30年度～令和4年度）において、スポーツ振興くじ助成金、スポーツ振興基金助成金又は競技強化支援事業助成金の交付決定（又は交付内定）を受けたことがある団体

② ①以外の団体

で、交付申請書類の提出方法が異なりますので、ご注意ください。

※ 「交付決定（又は交付内定）を受けたことがある団体」とは、J S Cから交付決定通知書又は交付内定通知書を発出した団体を指します。

※ 過去5年間で各助成金の交付決定（又は交付内定）後、事業若しくは活動の取下げ又は事業若しくは活動の廃止申請を行った団体は、①に該当する団体となります。

※ 平成29年度以前に交付決定（又は交付内定）を受けたことがある団体であっても、過去5年間に於いて、スポーツ振興くじ助成金、スポーツ振興基金助成金又は競技強化支援事業助成金の交付決定（又は交付内定）を受けていない団体は、②に該当する団体となります。

※ 令和4年11月14日～令和5年1月13日に募集を行ったスポーツ振興くじ助成（以下「当初募集」といいます。）において、申請を行った団体であっても、過去5年間に於いて、スポーツ振興くじ助成金、スポーツ振興基金助成金又は競技強化支援事業助成金の交付決定（又は交付内定）を受けていない団体は、②に該当する団体となります。

- ① 過去5年間（平成30年度～令和4年度）において、スポーツ振興くじ助成金、スポーツ振興基金助成金又は競技強化支援事業助成金の交付決定（又は交付内定）を受けたことがある団体

⇒ 交付申請書類は、原則として、メールに添付して提出してください。

※ 登記簿謄本（原本）のように紙媒体での提出とせざるを得ない書類もありますことをご承知おきください。

※ なお、メールによる提出にあたっては、以下の点にご留意ください。

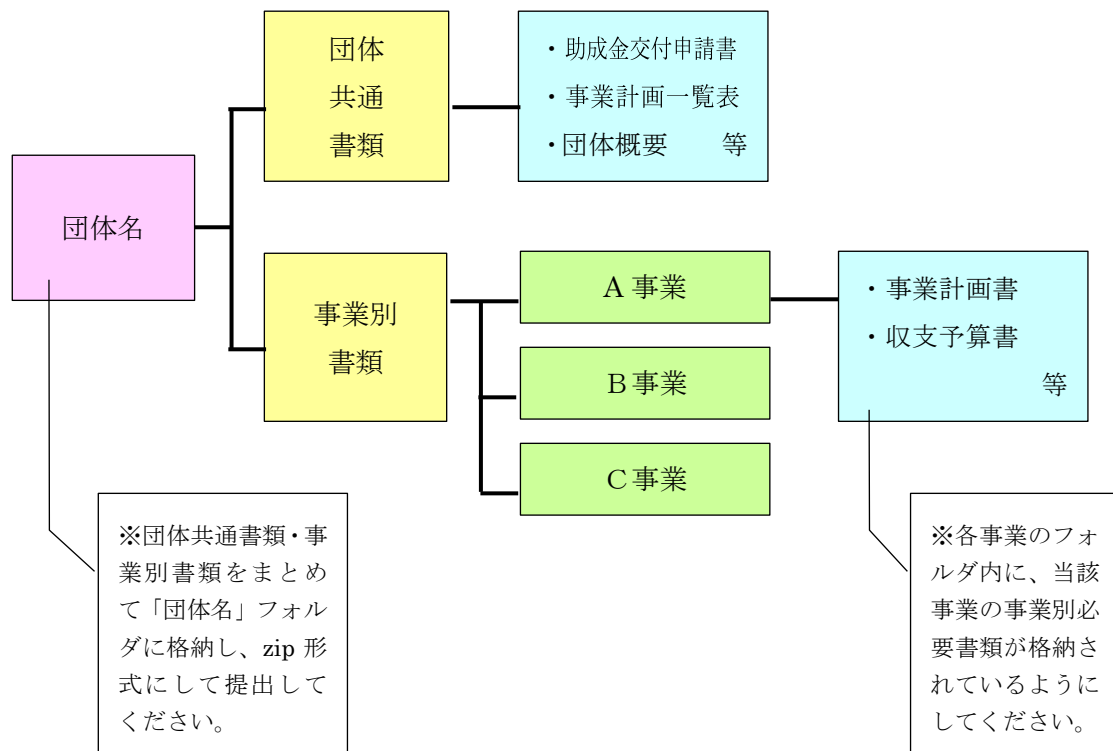
- ・書類の内容がわかるよう、ファイル名を付してください。

例) ○○県○○市_助成金交付申請書.docx

○○県○○市_事業計画書.xlsx

- ・指定様式（助成金交付申請書を除く。）のファイル形式は変更せずに提出してください。（PDFファイル等に変換しないでください）。
- ・添付ファイルを圧縮する場合、zip ファイル形式にしてください。
- ・ファイルのダウンロード期限がある大容量ファイル転送サービス等を利用して提出する場合は、ダウンロード期限が3営業日以上となるようにしてください。
- ・複数の事業を申請する場合は、次のようにフォルダを分けてください。

<提出フォルダ階層イメージ図>



② ①以外の団体

⇒ 交付申請書類は、紙媒体を郵送にて（一部メールに添付して）提出してください。

（１） 助成金交付申請書は、必ず紙媒体を郵送にて提出してください。

※ 地方公共団体の場合は首長印、スポーツ団体の場合は法人の印鑑証明書と同一の団体公印を押印した上で提出してください。

（２） 以下の書類については、紙媒体による提出と併せて、メールに添付して送付してください。

- １ 事業計画一覧表
- ２ 団体概要
- ３ 事業計画書
- ４ 収支予算書

また、都道府県及び市町村（特別地方公共団体含む。）を除く②の団体については、当該法人の代表者等議決権を有する構成員が、

- ・ 助成金の交付の決定の際は、その内容及びこれに付された条件その他関係規程に基づく J S C の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うこと。
- ・ 受領した助成金の全部又は一部を返還することとなる場合には、当該債務につき、連帯して保証し履行の責を負うこと。

を確認の上、記名及び押印又は自署した誓約書の提出が必要となります。

なお、誓約書の提出にあたっては、その記載内容について、機関決定会議（社員総会・理事会等）において決議し、団体内において周知徹底を図ってください。

※ 当初募集において提出済みのスポーツ団体については、再度提出いただく必要はありません。

提出先

【メールによる書類提出先】

申請事業	送信用メールアドレス
・総合型地域スポーツクラブ活動助成	josei1@jpnsport.go.jp
・スポーツ団体スポーツ活動助成(マイクロバスの設置)	josei6@jpnsport.go.jp

<メール送信時の件名>

「くじ申請」＋「団体名」としてください。

例) くじ申請〇〇県〇〇市

※ 容量等の関係で、提出時のメールを分割して送信する場合は、分割送信であることが分かるような件名にしてください。

例) くじ申請〇〇県〇〇市 1／3通

<メール本文>

申請する事業細目名を必ず明記してください。

例) 総合型地域スポーツクラブ創設支援事業
総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業
マイクロバスの設置

※ 複数の事業を申請する場合にあっても、助成団体からの申請に関するメールは1通にまとめてください。提出先の送信用メールアドレスが複数ある場合には、宛先に各事業の提出先の送信用メールアドレスを全て追加の上、送信してください。

※ J S Cにて交付申請に係るメールを受信した際には、土日祝日を除く3営業日以内に、『メールを受信した旨』を返信させていただきます。3営業日を経過しても、J S Cからの返信がない（返信メールが確認できない）場合は、

- ・ご入力いただいたメールアドレスに間違いがあり、J S Cに申請のメールが届いてない
- ・添付データの容量オーバーにより、J S Cに申請のメールが届いてない
- ・申請団体様側のメールサーバーなどにより、J S Cからの返信メールが自動的に「迷惑メール」として格納または削除された

などの可能性がございますので、再度上記内容をご確認いただいた上で、お手数ですが担当係までお電話にてお問い合わせください。

注1：メールを受信した旨の返信となりますので、本メールをもって、交付申請手続きに不備等がないこと・交付申請事業の採択を保証するものではありません。その点ご承知おきください。

【紙媒体による書類提出先】

JSC事務所の移転に伴い、令和5年2月20日（月）から、新事務所（新宿区霞ヶ丘町4-1）にて業務を開始します。書類到着日によって送付先等住所が異なりますので、お気を付けください。

※令和5年2月19日（日）までは新事務所宛に郵便物は届きませんので、ご注意ください。

※「10 お問合せ先」（24 ページ）に記載の各担当係電話番号に変更はありません。

<令和5年2月17日（金）までに到着又は持参する場合>

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 支援企画課

<令和5年2月20日（月）以降に到着又は持参する場合>

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 支援企画課

※ 郵便（レターパックを含む。）による送付の場合は、封筒に「くじ助成金交付申請書在中」と朱書きし、簡易書留、宅配便等の配達記録の残る方法で提出してください。

※ 申請書類を持参する場合は、平日の9時00分～17時00分の間に受付を行います。それ以外の時間帯の受付は、いっさい行いませんのでご注意ください。

受付期間

令和5年1月30日（月）～令和5年3月10日（金）

※1 メールによる提出書類：締切日の17:00まで

※2 紙媒体による提出書類：郵便（レターパックを含む。）による送付の場合は締切日消印有効、それ以外の宅配便等（ゆうパックを含む。）による送付の場合は当センター締切日到着分まで。持参する場合は、締切日の17:00まで。

※3 メールや紙媒体の書類の到着確認に係る問い合わせについては極力ご遠慮ください。

交付申請書類提出に当たっての留意事項

（1）事業名は、事業内容の概要となるような名称としてください。

例）〇〇クラブマネジャー設置事業

（2）複数の事業を申請する場合にあっても、交付申請書は1枚にまとめてください。

※ 地方公共団体にあつては、首長名で提出してください。

（3）次の場合は、いかなる事由にあつても、受付を行いませんのでご了承ください。

ア 交付申請に係る基本書類（助成金交付申請書、事業計画一覧表、団体概要、事業計画

書及び収支予算書）が受付期限までに提出されない場合

※ 受付期限までに提出されない場合には、以下に記載する例も含みます。

例 1) ②の団体で、メールに添付する書類は送ったが、紙媒体による提出が必要な書類が期限内に届かなかった場合

例 2) ②の団体で、紙媒体による提出が必要な書類は、期限内に提出されたが、メールに添付する書類が期限内に届かなかった場合

例 3) ②の団体で、紙媒体による提出が必要な書類が、受付期間終了後に到達した場合において、期限内に発送したことが消印等で確認できない場合（料金後納郵便等）

イ 指定した方法によらない場合（申請書類の F A X 送信等）

(4) 団体名は、法人格から記載してください。

(5) 提出した書類の内容について、J S C から問合せをすることがありますので、提出書類の写しを、必ず保管してください。

(6) 申請後、団体の連絡先や担当者等の変更があった場合は、「団体概要」を修正の上、速やかに、提出先の送信用アドレスあてにメールにて送付してください。

(7) 事業計画書等の交付申請書類の様式は、必ず令和 5 年度の様式を使用してください。

スポーツ団体ガバナンスコードにおける自己説明・公表確認書の提出

- (1) 令和5年度のスポーツ振興くじ助成金を申請するスポーツ団体（総合型地域スポーツクラブ創設支援事業に係る間接助成事業者を除く、間接助成事業者を含む。）は、スポーツ庁が公表している「スポーツ団体ガバナンスコード」（以下「コード」といいます。）の遵守状況について、自己説明及び公表を行う必要があります。

※ コードについては、スポーツ庁の以下のウェブサイトをご参照ください。

【スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420887.htm

【スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm

- (2) コードには「中央競技団体向け」「一般スポーツ団体向け」の2種類があります。各コードの適用対象団体は以下のとおりです。

団体名等	規程等	中央競技団体 向けコード	一般スポーツ団体 向けコード
(公財) 日本オリンピック委員会	—	○	—
(公財) 日本オリンピック委員会正加盟団体／準加盟団体／承認団体	加盟団体規程第2条	○	—
(公財) 日本スポーツ協会	—	○	—
(公財) 日本スポーツ協会加盟競技団体	加盟団体規程第2条第1号	○	—
(公財) 日本スポーツ協会準加盟団体	加盟団体規程第3条	○	—
(公財) 日本スポーツ協会承認団体	加盟団体規程第4条	—	○
(公財) 日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会	加盟団体規程第2条第2号	—	○
(公財) 日本スポーツ協会加盟関係スポーツ団体	加盟団体規程第2条第3号	—	○
(公財) 日本バラスports協会	—	○	—
(公財) 日本バラスports協会日本パラリンピック委員会加盟団体	定款第48条	○	—
(公財) 日本バラスports協会障がい者スポーツ競技団体	定款第53条第3項	—	○
(公財) 日本バラスports協会都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会	定款第52条第3項	—	○
(公財) 日本バラスports協会都道府県・指定都市障がい者スポーツ指導者協議会	定款第54条第3項	—	○
(公財) 日本レクリエーション協会	—	—	○
(公財) 日本レクリエーション協会種目別加盟団体	加盟団体規則第3条第4項	—	○
(公財) 日本レクリエーション協会都道府県別加盟団体	加盟団体規則第3条第2項	—	○
(公財) 日本レクリエーション協会関連領域別加盟団体	加盟団体規則第3条第5項	—	○
(一社) 日本トップリーグ連携機構	—	—	○
(一社) 日本トップリーグ連携機構加盟団体	定款第6条	—	○
(特非) 日本スポーツ芸術協会	—	—	○
大会開催の準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人	—	—	○
都道府県競技団体、都道府県が出資又は拠出したスポーツ団体	—	—	○
市区町村競技団体、体育・スポーツ協会、障がい者スポーツ協会	—	—	○
その他スポーツ振興を主たる目的とする法人、市区町村を通じて申請する総合型クラブ任意団体	—	—	○

※統括団体への加盟状況等により、NFコードと一般コードの両方が適用される団体については、NFコードが適用されます。

- (3) 「一般スポーツ団体向け」コードの適用対象団体は、以下のウェブサイトより、ガバナンスコードの遵守状況について入力し、「自己説明・公表確認書」をダウンロードし、申請書類とあわせて提出してください。

【スポーツガバナンスウェブサイト】

<https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top>

- ① スポーツガバナンスウェブサイトの利用方法、自己説明の作成方法については、以下のウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/966/Default.aspx>

- ② 既にスポーツガバナンスウェブサイトにおいてガバナンスコードへの遵守状況に関する自己説明及び公表を行っている場合は、同サイトのマイページから「自己説明・公表確認書」を取得し、申請書類とあわせて提出してください。

※ これまでに、スポーツ振興くじ助成金、スポーツ振興基金助成金又は競技強化支援事業助成金の申請時に、「自己説明・公表確認書」を提出したスポーツ団体であっても、再度「自己説明・公表確認書」の提出が必須となります。

※ 当初募集、令和5年度スポーツ振興基金助成金又は競技強化支援事業助成金の申請時に、提出済みのスポーツ団体については、再度提出いただく必要はありません。

- ③ 一般スポーツ団体向けの自己説明入力サイト（スポーツガバナンスウェブサイト）に関してご質問のある方は、下記メールフォーム又はお問合せ先にご連絡ください。

【メールフォーム】

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/969/Default.aspx>

【スポーツガバナンスウェブサイトに関するお問合せ先】

電話番号：03-6804-5030

（独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ・インテグリティ・ユニット）

対応時間：平日9時00分～17時00分

※ スポーツ振興くじ助成に関するご相談・ご質問は、「10 お問合せ先」（24 ページ）に記載の担当係宛にお問い合わせください。

- (4) 「中央競技団体向け」コードの適用対象団体、日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会及び日本スポーツ協会加盟関係スポーツ団体については、各統括団体が、各団体の自己説明及び公表状況を取りまとめて提出することになっているため、上記サイトにおいて入力する必要はなく、「自己説明・公表確認書」を提出する必要はありません。
- (5) 地方公共団体については、上記サイトにおいて入力する必要はなく、「自己説明・公表確認書」を提出する必要はありません。

スポーツ・インテグリティ、スポーツとSDGs及びスポーツ振興くじの普及・啓発に関する動画視聴について

- (1) 令和5年度のスポーツ振興くじ助成金を申請する団体（間接助成対象者も含む。）は、以下に掲載しているスポーツ・インテグリティ、スポーツとSDGs及びスポーツ振興くじの普及・啓発に関する動画を視聴してください。

【動画一覧及び掲載場所】

- ① スポーツ・インテグリティに関する動画
- ② スポーツとSDGsに関する動画
(<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/1948/Default.aspx>)
- ③ スポーツくじの購入によるスポーツ支援の仕組みに関する動画
(<https://www.toto-growing.com/shikumi>)

- (2) 動画を視聴した後に、「スポーツ・インテグリティ、スポーツとSDGs及びスポーツ振興くじの普及・啓発に関する動画視聴について」（以下「動画視聴確認書」といいます。）を記載の上、申請書類とあわせて提出してください。

※ 動画視聴確認書の様式は、JSCのホームページ（以下に記載のURLを参照）からダウンロードをして作成してください。

JSCのホームページ

⇒ <https://www.jpnsport.go.jp/sinko/>

※ 当初募集、令和5年度スポーツ振興基金助成金又は競技強化支援事業助成金の申請時に、提出済みの団体については、再度提出いただく必要はありません。

- (3) 動画視聴の必要性については、動画視聴確認書に記載した説明をご参照ください。なお、JSCとしては、本動画を各団体のより多くの方に視聴いただきたいと考えていますが、動画視聴確認書の提出にあたり、視聴対象者や視聴人数を指定するものではありません。

- (4) 視聴した動画の内容に関してご質問のある方は、下記お問合せ先にご連絡ください。

- ① スポーツ・インテグリティに関する動画

【お問合せ先】

メール : siu.toiawase@jpnsport.go.jp

(独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ・インテグリティ・ユニット)

② スポーツとSDGsに関する動画

【お問合せ先】

メール : jsc_international.strategy@jpnssport.go.jp

(独立行政法人日本スポーツ振興センター 情報・国際部国際戦略課)

③ スポーツくじの購入によるスポーツ支援の仕組みに関する動画

【お問合せ先】

メール : toto-koho@jpnssport.go.jp

(独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部販売推進課広報係)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費の計上

(1) 令和5年度のスポーツ振興くじ助成金においても、事業の実施に直接必要と認められる新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る経費(以下「コロナ対策経費」といいます。)を助成対象としますので、コロナ対策経費の科目に計上してください。

(2) 従来は原則助成対象外としていた、消耗品費(運営スタッフのマスク、フェイスシールド、防護服等)や検査に係る経費(PCR検査の検査費等)等が、助成対象となります。詳細については、85ページの実施要領別表「助成対象経費の基準等」をご参照ください。

※ 備品に該当するような物品(消毒ゲート等)をコロナ対策経費に計上する際には、事前にご相談ください。助成事業以外の事業でも継続して使用する場合等、当該事業において購入する必要性が認められない場合は、対象外経費となります。

9 交付の決定（結果の通知）

申請された事業については、令和5年4月下旬に開催予定のスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を経て、助成金の交付を決定します。

なお、交付申請事業の採否については、令和5年5月中旬（予定）に、文書により通知（郵送）します。それ以前の採否に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

また、必要に応じて、申請に係る事項について修正を加えることや、条件を付して助成金の交付の決定を行う場合があります。

交付の決定（内定）を行った事業の名称等については、J S Cのホームページ等において公開します。あわせて、交付申請書提出時の資料に基づく当該団体の概要に関する情報（不開示情報を除く。）についても公開しますので、あらかじめご了承ください。

交付の内定について

一部の事業及び団体については、必要書類の確認後に交付の決定手続きを行うため、申請された事業が採択された場合であっても、交付の内定扱いとします。

10 お問合せ先

申請に関するご相談、ご質問は、以下の問合せ先までお問い合わせください。

問合せ内容	担当係	電話番号
・ 総合型地域スポーツクラブ活動助成に関する こと	支援第二課 地域スポーツ支援第二係	03-5410-9188
・ スポーツ団体スポーツ活動助成（マイクロバスの設置）に関する こと	支援第二課 地域スポーツ支援第一係	03-6804-3120
・ 規程等に関する こと	支援企画課 企画・総括係	03-5410-9180

11 助成事業を実施する上での留意事項等

助成金の経理 交付要綱第21条、実施要領第13条

- (1) 助成事業者は、JSCが指定する収支簿を作成するとともに、助成事業者が作成する会計帳簿（財務諸表、総勘定元帳等）において、助成事業以外の経理と明確に区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにする必要があります。（一般会計（団体の運営費）や他の事業会計と区分して経理してください。）
- (2) 助成事業者は、上記の収支簿及び収支に関する証拠書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から10年間保存する必要があります。
- (3) 助成事業者（地方公共団体を除く。）は、金融機関に助成事業についての専用の口座を設け、助成事業に係る入出金は当該専用口座を活用する必要があります。
なお、専用口座の開設に当たっては、スポーツくじにご協力いただいているお近くのスポーツくじ取扱い信用金庫を可能な限りご利用くださるようお願いいたします。
 スポーツくじ取扱い信用金庫は以下のホームページでご確認ください。
 ⇒ <https://www.e-map.ne.jp/p/kujimap/>

※ 会計処理に関する留意事項等は、別冊「会計処理の手引」を参照してください。

取得財産の管理等 交付要綱第19条及び第20条、実施要領第12条

- (1) 助成事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- (2) 助成事業者は、取得財産等のうち、不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の設備、機械及び器具については、JSCが定める期間内において、JSCの承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供することはできません。
- (3) 取得財産等を処分制限期間内に用途廃止する場合は、あらかじめJSCの承認が必要となります。また、この場合、助成金の全部又は一部について返還を求める場合があります。

助成金の額の確定

助成事業者は、助成事業完了後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで
に「助成事業実績報告書」を提出することとなります。

JSCは、実績報告書の審査等を行い、助成金の額を確定することとなります。

なお、助成金の額は、額の確定の際、事業の収支や額の確定に係る審査の状況などにより、
減額又は取消しとなる場合がありますのであらかじめご了承ください。

※ 交付決定を受けた全額が助成されるとは限りません。

助成金の交付（支払）

助成金の交付（支払）は、事業完了後に提出される実績報告書を審査の上、助成金の額の
確定後に行います（精算払）。

助成金の交付決定後、助成事業の遂行に必要であるとJSCが認めた場合においては、助
成金の概算払を行います。

※ 精算払・概算払ともに、銀行振込により行います。

※ 事業の進捗状況や財政状況などによって、概算払に応じられない場合があります。

概算払については、計画どおりに事業が実施できず、確定額が概算払済額を下回った場合
は、確定額との差額を返還する必要がありますので、事業計画と収支の見通しを踏まえて、
概算払申請額は慎重に決定してください。

なお、助成金の返還となった場合は、助成金の額の確定日（返還命令日）から20日以内
に返還額を納付することとなります。（指定の期日までに返還できない場合は、延滞金が発生
します。）

12 助成対象事業別の要件等

《 I 総合型地域スポーツクラブ活動助成 》

概 要

総合型地域スポーツクラブ活動助成は、地域における運動・スポーツ活動の拠点であり地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の創設及び育成の促進を図ることを目的としています。

- ◆ 助成の対象となる総合型クラブは、次に掲げる要件を満たした非営利のスポーツ団体とします。
なお、団体名称に「総合型地域スポーツクラブ」が含まれている必要はありません。
- 地域住民が自主的・主体的に総合型クラブを運営し、スポーツ活動の拠点となるスポーツ施設等を有している（又は総合型クラブにおいて定めている）こと。
- 複数の運動・スポーツ活動種目が用意され、子どもから高齢者まで、初心者から熟練した技術・技能を持った競技者まで、地域の誰もが年齢、趣味、関心等に応じて年間を通じて定期的に、継続的にスポーツ教室等の運動・スポーツ活動が行える総合型クラブであること。また、活動の実施に必要なスポーツ指導者が確保されていること。
- 年間を通じて、有資格者等の資格要件を満たすクラブマネジャー（正）を有償設置していること。
- ※ 資格要件については、56 ページをご確認ください。
- 第3期スポーツ基本計画に基づき、総合型クラブの登録・認証制度が47都道府県で令和4年度から運用が開始され、国とJ S P Oは制度を通じて総合型クラブの質的な向上を図ることとされています。これに伴い、令和6年度以降に、総合型地域スポーツクラブ自立支援事業、総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業、総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業及び総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業において、スポーツ振興くじ助成金の交付を受けて活動を行う総合型クラブについては、総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める登録基準を満たし、登録クラブとして認定されていることを申請の要件とすることを検討しています。

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

◆ 募集の対象となる事業は、次に掲げる 6 つの事業とします。

事業名	事業概要
1 総合型地域スポーツクラブ創設支援事業	市町村が、総合型クラブの創設のために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する活動に対して補助を行う事業 (助成対象期間は、助成初年度(創設事業を含む。)から継続した2か年度又は総合型クラブが設立された日(総合型クラブの設立総会において設立が承認された日をいう。)までのいずれか短い期間を限度とします。 なお、助成金の交付申請は年度ごとに行うものとします。)
2 総合型地域スポーツクラブ創設事業	市町村が、総合型クラブの創設に関する活動を行う事業 (助成対象期間は、助成初年度(創設支援事業を含む。)から継続した2か年度又は総合型クラブが設立された日(総合型クラブの設立総会において設立が承認された日をいう。)までのいずれか短い期間を限度とします。 なお、助成金の交付申請は年度ごとに行うものとします。)
3 総合型地域スポーツクラブ自立支援事業	市町村が、総合型クラブが活動拠点において行うスポーツ活動に対して補助を行う事業 (助成対象期間は、助成初年度(創設支援事業及び創設事業を除く。)から継続した5か年度を限度とします。 なお、助成金の交付申請は年度ごとに行うものとします。)
4 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業	非営利法人である総合型クラブが活動拠点において行うスポーツ活動事業 (助成対象期間は、助成初年度(自立支援事業又はクラブマネジャー設置・設置支援事業を含め、最初に助成を受けた年度をいう。)から継続した5か年度を限度とします。 なお、助成金の交付申請は年度ごとに行うものとします。)
5 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業	市町村が、総合型地域スポーツクラブが行うクラブマネジャーを設置することによるクラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図る事業に対して補助を行う事業 (助成対象期間は、助成初年度(自立支援事業を含め、最初に助成を受けた年度をいう。)から継続した5か年度とします。 なお、助成金の交付申請は年度ごとに行うものとします。)

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

6 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業	非営利法人である総合型クラブが、クラブマネジャーを設置することにより、クラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図る事業 （助成対象期間は、助成初年度（自立支援事業又は活動基盤強化事業又はマネジャー設置支援事業を含め、最初に助成を受けた年度をいう。）から継続した5か年度とします。 なお、助成金の交付申請は年度ごとに行うものとします。）
--------------------------------	--

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

審査の視点

提出された交付申請書は、次の助成対象事業細目ごとの審査項目により審査を行います。

なお、全事業共通の助成対象者及び助成事業に関する要件及び審査の視点については、6～13 ページをご確認ください。

助成対象事業細目	審査項目	審査の視点
・ 総合型地域スポーツクラブ創設支援事業	クラブ設立準備までの計画状況	準備組織の構成員は、幅広い分野の人材で構成されているか
		会議の開催回数が充実しているか
・ 総合型地域スポーツクラブ創設事業	自立に向けた取組	マスタープラン※を策定しているか
	事業予算の確保状況	当初予算として計上されるか（創設支援事業のみ）
・ 総合型地域スポーツクラブ自立支援事業 ・ 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業 ・ 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業 ・ 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業	社員総会・理事会などのクラブの意思決定機関の設置、開催状況	提出された事業計画の内容について、当該クラブの地域住民が参画した社員総会・理事会等意思決定機関において十分議論されているか
		当該クラブにおいて地域住民が参画した社員総会・理事会等意思決定機関の定期的な開催を計画・開催しているか
	クラブの活動	当該クラブの定期的な活動（教室等）の種目数はどの程度か
		当該クラブの定期的な活動（教室等）の実施回数はどの程度か
		当該クラブの定期的な活動（教室等）への参加者数はどの程度か
		当該クラブの定期的な活動（教室等）への参加者は、世代や年齢が多様であるか
		当該クラブの定期的な活動（教室等）への参加者に対し、会費・参加料等（入会金又は各教室参加料）を徴収しているか
	クラブの組織	クラブマネジャー（正）について適切な設置をしているか
		社員総会・理事会等の議事録や財務諸表の情報公開を行っているか（複数回答） ☐ クラブホームページ ☐ クラブ会報 ☐ クラブ事務所で常時閲覧可能 ☐ 所轄庁ホームページ
		登録・認証制度における登録クラブであるか

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

	地域連携	地域との連携が図られているか（複数回答） ☐ 都道府県所管課等との連携 ☐ 市町村所管課との連携 ☐ 他クラブとの連携
	自立に向けた取組	当該クラブの直近の財務諸表における自己財源率はどの程度か
		マスタープラン ^{※1} を策定しているか
	満足度調査	事業終了後に、参加者等に対する満足度調査を行うか
	事業予算の確保状況	当初予算として計上されるか（自立支援事業・クラブマネージャー設置支援事業のみ）

※ マスタープランとは、総合型クラブとしての基本理念、自立に向けた目標設定、目標達成のために必要な施策等により、長期的、総合的な視点を持ったクラブのビジョンを明らかにするもの。

助成対象事業となる要件、助成対象経費及び助成金の額の算定方法等

（１）総合型地域スポーツクラブ創設支援事業

ア 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度（創設事業を含む。）から継続した２か年度又は総合型クラブが設立された日（総合型クラブの設立総会において設立が承認された日をいう。）までのいずれか短い期間とします。

なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとします。

イ 助成対象事業

（ア）助成の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ① 総合型クラブの創設のために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する次に掲げる活動に対して補助を行うものであること。
 - a 設立準備委員会の開催
 - b 広報活動
 - c 設立総会の開催
 - d その他総合型クラブ創設に必要な活動（クラブ活動会員獲得のためのスポーツイベントの開催など）
- ② 当該年度における１件当たりの助成対象経費の合計額が４００千円以上であること。

（イ）（ア）にかかわらず、次に掲げる事業は助成の対象となりません。

- ① 総合型クラブの創設のために設立された非営利の団体が、すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体であっても、運営形態等から同一団体とみなされる場合に、当該団体に対して補助を行うもの
- ② 助成事業者から、間接助成事業者となる総合型クラブ創設のために設立された団体に対する補助金に係る交付要綱を定めていないもの

（ウ）交付申請は、間接助成の対象となる団体が行う活動ごとに１事業（１件）とします。

ウ 助成対象者

助成の対象となる者は、令和５年度に、助成初年度として間接助成事業者となる総合型クラブ創設のために設立された非営利の団体を支援する市町村とします。

エ 助成対象経費

（ア）助成対象となる経費は、補助を行う事業に係る諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、雑役務費及びその他事業の実施に直接必要な経費とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費総額（Ａ）」欄に記載する経費となります。

なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

（イ）（ア）にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費となりません。

- ① 当該事業の参加者（主催者側を除く。）の旅費
- ② 総合型クラブの核となる既存の単一スポーツ少年団等の団体が従前から行っている活動に要する経費

（ウ）１件当たりの助成対象経費限度額は、（ア）の費目ごとに実施要領別表「助成対象経費の基

準等」により算出した額の合計額とします。

なお、本事業で実施するスポーツ教室等における、実技指導・助言にかかる謝金の額については、当分の間、1日当たり4,000円を助成対象経費の上限とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。

（エ）1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、1,200千円とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（C）」欄には、（ウ）により算出した額と1,200千円のいずれか低い額を記載することとなります。

オ 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、エにより算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とします。

⇒助成金の限度額は、1,080千円となります。

なお、1件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、間接助成事業において、助成事業者が交付する補助金（確定しようとする助成金の額を含む。）を含めた収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

カ その他

（ア）助成事業者は、間接助成事業者に対する補助金に係る交付要綱を定める必要があります。

交付申請時に定めていない場合は、助成金の交付内定扱いとし、制定された交付要綱の確認後に交付決定を行います。

なお、補助金交付要綱の制定においては、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

（イ）助成事業者は、間接助成事業者となる総合型クラブ創設のために設立された団体に対して、助成事業者が交付する補助金等の適正な執行が可能な事務処理体制を有している団体であることを確認するとともに、間接助成事業の実施内容・事務処理等について、随時、適切に指導・助言を行う必要があります。

（ウ）助成事業者は、間接助成事業者に交付する補助金の額（決定時及び確定時）が、助成事業の総事業費を上回らないよう、また、助成金の確定額を下回ることのないよう調整する必要があります。

（エ）間接助成事業者は、助成対象事業として実施した体験会やスポーツイベントにより得られる参加料等収入を、事業収入に計上してください。（年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施により得られる会費（入会金、年会費、月会費等）やその他の収入（協賛金、広告料収入等）を計上する必要はありません。）

（オ）間接助成事業者は、活動内容や総合型クラブの設立に関する所要の規定を規約等において定めるとともに、その規約等において解散時の事業及び財産の取扱いを明記する必要があります。また、総合型クラブ設立後には、設立された団体が、解散した間接助成事業者（クラブ設立前の任意団体等）から事業及び財産を継承したことを、理事会や社員総会等において機関決定したことが確認できる議事録を提出してください。

（２）総合型地域スポーツクラブ創設事業

ア 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度（創設支援事業を含む。）から継続した２か年度又は総合型クラブが設立された日（総合型クラブの設立総会において設立が承認された日をいう。）までのいずれか短い期間とします。

なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うこととします。

イ 助成対象事業

（ア）助成の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとします。

① 市町村が行う総合型クラブの創設に関する次に掲げる活動を行うものであること。

- a 設立準備委員会の開催
- b 広報活動
- c 設立総会の開催
- d その他総合型クラブ創設に必要な活動（クラブ活動会員獲得のためのスポーツイベントの開催など）

② 当該年度における１件当たりの助成対象経費の合計額が４００千円以上のものであること。

（イ）（ア）にかかわらず、次に掲げるものは助成の対象となりません。

① 事業の全部について第三者（総合型クラブ設立準備組織等）に委任して実施するもの

※ 総合型クラブ設立準備組織が行う活動に対して補助金を交付する場合は、（１）の総合型地域スポーツクラブ創設支援事業の交付対象事業となる場合があります。

② 設立準備委員会等が、すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体であっても、運営形態等から同一団体とみなされる場合における、当該委員会等の活動

（ウ）交付申請は、創設しようとする総合型クラブに係る活動ごとに１事業（１件）とします。

ウ 助成対象者

助成の対象となる者は、令和５年度に、助成初年度として総合型クラブを創設する市町村とします。

エ 助成対象経費

（ア）助成対象となる経費は、諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、雑役務費及びその他事業の実施に直接必要な経費とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費総額（Ａ）」欄に記載する経費となります。

なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

（イ）（ア）にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費となりません。

- ① 当該事業の参加者（主催者側を除く。）の旅費
- ② 総合型クラブの核となる既存の単一スポーツ少年団等の団体が従前から行っている活動に要する経費
- ③ 助成対象者が所有する施設の使用料（指定管理制度を活用して運営している場合において、指定管理者の収入となる場合又は指定管理委託料と相殺しない場合を除く。）

⇒詳しくは実施要領別表「助成対象経費の基準等」をご確認ください。

（ウ）１件当たりの助成対象経費限度額は、（ア）の費目ごとに実施要領別表「助成対象経費の基

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

準等」により算出した額の合計額とします。

なお、本事業で実施するスポーツ教室等における、実技指導・助言にかかる謝金の額については、当分の間、1日当たり4,000円を助成対象経費の上限とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。

（エ）1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、1,200千円とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（C）」欄には、（ウ）により算出した額と1,200千円のいずれか低い額を記載することとなります。

オ 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、エにより算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とします。

⇒助成金の限度額は、1,080千円となります。

なお、1件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

カ その他

（ア）助成対象事業として実施した体験会やスポーツイベントにより得られる参加料等収入を、事業収入に計上してください。（年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施により得られる会費（入会金、年会費、月会費等）やその他の収入（協賛金、広告料収入等）を計上する必要はありません。）

（イ）助成事業者は、活動内容や総合型クラブの設立に関する所要の規定を規約等において定めるとともに、その規約等において解散時の事業及び財産の取扱いを明記する必要があります。また、総合型クラブ設立後には、設立された団体が事業及び財産を継承したことを理事会や社員総会等において機関決定したことが確認できる議事録を提出してください。

（３）総合型地域スポーツクラブ自立支援事業

ア 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度（創設支援事業及び創設事業を除く。）から継続した５か年度を限度とします。

なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとします。

※ 間接助成対象者の内部組織であった総合型クラブがすでに助成を受けている場合は、新たに別の総合型クラブを内部に組織しても助成年次は継承されます。

※ すでに助成を受けたことのある総合型クラブが合併した場合は、合併する総合型クラブの中で最も長い助成年次を継承することとします。

※ 被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業の助成事業者であった総合型クラブは、これまでに総合型地域スポーツクラブ活動助成を受けた助成年次が再開することとなります。

イ 助成対象事業

（ア）助成の対象となる事業は、総合型クラブが活動拠点（当該クラブが年間を通じて運動・スポーツ活動を行う施設で、当該クラブの主たる事務所が所在する市町村内（同一の中学校区内が望ましい。）又は同等の距離に位置する施設をいう。以下同じ。）において行う活動に対して補助を行うもので、当該年度における１件当たりの助成対象経費の合計額が４００千円以上のものとします。

（イ）（ア）にかかわらず、次に掲げる事業は助成の対象となりません。

- ① 間接助成対象者となる総合型クラブが、すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体であっても、運営形態等から同一団体とみなされる場合に、当該団体に対して補助を行うもの
- ② 助成事業者から、間接助成事業者となる総合型クラブに対する補助金に係る交付要綱を定めていないもの

（ウ）間接助成対象者となる総合型クラブは、次に掲げる要件を満たすものとします。

なお、総合型クラブの法人格の有無は問いません。

- ① 活動内容・方法や活動会員に関する会費の徴収等、総合型クラブの活動に関する所要の規定が規約等において定められていること。
- ② 総合型クラブの活動拠点において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目数が、２種目以上あること。

なお、助成事業外の活動実績（（カ）に掲げる活動）は、助成事業における実施種目とは認められません。

※ 申請時における実施種目数は令和４年４月から９月までの活動実績で判断します。

（例外：気候や自然環境に影響される種目（スキー、セーリング、カヌー等））

※ 種目の特性が類似するものは、複数種目とみなしません。

（複数種目とみなさない例）

- ・ サッカーとフットサル
- ・ ヨガ、ストレッチ及び健康体操

※ クラブ会員又は地域住民に広く募集がかけられていない活動や、参加人数が著しく少ない活動、実施種目の一部を切り取り別種目として申請する活動、同じ実施種目を世代ごと

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

に分けて別種目として申請する活動は、実施種目とみなしません。

(実施種目とみなさない例)

- ・ 学校への巡回指導において当該校の在校生のみを対象としている場合
- ・ サッカー教室のトレーニングの一環として行われている筋力トレーニング（体幹トレーニング、コーディネーション、アジリティ、走り方教室）を、別種目として申請する場合
- ・ サッカー教室をU-15、U-12といった世代ごとに分けて別種目として申請する場合

※ 地方公共団体等から委託された事業において実施する活動は、実施種目とみなしません。

(実施種目としてみなさない例)

- ・ 市から委託金を受けて開催するスポーツ教室

③ ②の実施種目は種目ごとに、毎月2回以上実施されていること。

※ 毎月2回以上には満たないが、4～9月で12回以上実施されている種目については、毎月2回以上実施しているものとみなします。

※ 4～9月で6回以上実施されている種目が2種目ある場合は、当該種目を合わせて1種目の活動実績を満たしているものとみなします。

※ 実施回数が同じ場合は、延べ参加人数の多い種目を、上位の活動実績として判断します。

※ 令和4年度に創設事業又は創設支援事業を受けている団体については、活動計画も考慮することとします。

④ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、③の活動実績の要件を満たすことができない場合は、そのことを示す理由書（任意様式）と、その理由を証する客観的な資料を併せて提出してください。

(資料の例)

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大前に利用していたスポーツ施設の利用休止期間を示すホームページの画面
- ・ 令和4年度休止前の当初活動計画
- ・ 休止期間から活動再開後の活動実績と活動計画

⑤ 次に掲げる要件を満たすクラブマネジャーを設置（雇用）していること

a 年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償設置（雇用）していること。

※ 申請時の6か月前からの雇用実績及び賃金の支払実績が有り、かつ、雇用契約書及びその他関係法令等が遵守されている必要があります。

ただし、令和4年度に創設事業又は創設支援事業助成を受けている団体については、雇用計画も考慮することとします。

※ 兼職のクラブマネジャー（正）が主たる職業の都合により報酬の受取を辞退する場合は、当該クラブにおいて機関決定（依頼・承諾手続きを含みます。）を行う必要があります。この場合、助成対象となるクラブマネジャー（副）は、56ページに記載のクラブマネジャー（正）の資格要件を満たす必要があります。

※ 交付決定後、やむを得ない事情により資格要件を満たすクラブマネジャー（正）が

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

一時的に不在となる場合、資格要件を満たす代替のクラブマネージャー（正）を速やかに配置する必要があります。また、クラブマネージャー（正）又はクラブマネージャー（副）の変更等がある場合は、速やかにJ S Cへ報告してください。

なお、クラブマネージャー（正）を速やかに配置できない場合や、年間を通じて、クラブマネージャー（正）を有償により設置（雇用）していると認められない場合、交付の決定を取り消すことがあります。

- b 年間を通じて、クラブマネージャー（正）が有資格者等の資格要件を満たしていること。

※ 申請時点で、56 ページに記載の有資格者等の資格要件を満たしている必要があります。ただし、令和5年12月31日までに有資格者等の資格要件を満たすものについては、この限りではありません。

(エ) (ウ)にかかわらず、次に掲げる団体は、間接助成対象者となりません。

- ① 地域住民が運営に参画していない又は地域住民にクラブ運営に関する議決権が与えられていないもの
 - ② 総合型地域スポーツクラブ活動助成の制度趣旨に類似する自治体補助金等を受けている又は受けていた場合で、その自治体補助金等の制度趣旨並びに受入期間等を勘案し、本助成の目的が既に達成されているとみなされるもの
- ※ 過去に総合型地域スポーツクラブ活動助成の助成事業者（間接助成事業者を含む。）として、助成金の交付を受けたことがある団体を除く。
- ③ すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体（法人格の有無は問いません。）であるものの、運営形態等から同一団体とみなされるもの

(オ) 間接助成事業となる活動は、次に掲げるものとします。

- ① 活動拠点において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動
- ② 健康・体力相談事業（運動・スポーツに関する内容に限ります。）
- ③ 各種研修会の開催（運動・スポーツに関する内容で、クラブ会員又は地域住民が広く参加するものに限ります。）
- ④ 広報活動
- ⑤ 総合型クラブ間の連携を図ることを主たる目的とするスポーツ活動
- ⑥ 全国・都道府県規模で開催される、総合型クラブに係る会議への参加
- ⑦ その他総合型クラブが活動拠点において行うスポーツ活動（運動部活動の地域移行に係るスポーツ活動を含む。）

(カ) (オ)にかかわらず、次に掲げる活動は、助成の対象となりません。

- ① 運営委員会等の開催
- ② 総合型クラブが主催しない事業（大会への参加など。ただし、(オ) ⑤及び⑥を除く。）
- ③ 総合型クラブが行う事業の全部又は一部について営利法人等に委託して実施するもの
- ④ クラブ会員又は地域住民に広く募集を行っていない活動
- ⑤ 遠隔地での合宿・教室など、活動拠点を著しく外れて行われる事業
- ⑥ 運動・スポーツ活動を主たる目的とするものではない事業（文化的活動、キャンプ等の自然体験活動や農業・漁業体験など）
- ⑦ 他の総合型クラブやスポーツ施設等の視察

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

⑧ 営利を目的とした教室等の活動

(キ) 交付申請は、間接助成の対象となる総合型クラブに係る活動ごとに1事業(1件)とします。

ウ 助成対象者

助成の対象となる者は、令和5年度に、助成初年度として間接助成事業者となる総合型クラブを支援する市町村とします。

エ 助成対象経費

(ア) 助成対象となる経費は、補助を行う事業に係る諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、雑役務費及びその他事業の実施に直接必要な経費とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費総額(A)」欄に記載する経費となります。

なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

(イ) (ア)にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費となりません。

① 当該事業の参加者(主催者側を除く。)の旅費

② 全国・都道府県規模で開催される、総合型クラブに係る会議への参加における旅費以外の経費及び各会議につき2名以降の者の旅費

③ 間接助成事業者となる総合型クラブが、地方公共団体の所有する施設の指定管理を受けている場合において、当該施設を助成事業で利用する際の施設使用に要する経費(当該使用料を地方公共団体に納付又は指定管理委託料と相殺する場合を除く。)

⇒詳しくは実施要領別表「助成対象経費の基準等」をご確認ください。

④ 専有利用でない会場使用のための経費

⑤ 当該事業の参加者が負担すべき(受益者負担の性格を有する)経費

(例) 一般開放中の施設の個人利用料、参加者に帰属するスポーツ用具やユニフォーム等の被服類

⑥ クラブマネジャー設置支援事業において賃金を受給しているクラブマネジャーに対する諸謝金及び雑役務費

⑦ 令和4年4月から9月までの活動実績のうち実施回数が最も多い種目(1種目目)に係る経費

※ ただし、創設事業又は創設支援事業から継続して助成を受けているクラブについては、自立支援事業又は活動基盤強化事業の助成年次3か年度目まで、1種目目に係る経費を助成対象とできるものとします。

※ 実施回数が最も多い種目(1種目目)については、活動種目数としては認めるものとします。

(ウ) 1件当たりの助成対象経費限度額は、(ア)の費目ごとに実施要領別表「助成対象経費の基準等」により算出した額の合計額とします。

なお、総合型クラブが行うスポーツ教室等における、実技指導・助言にかかる謝金の額については、当分の間、1日当たり4,000円を助成対象経費の上限とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額(B)」欄に記載する経費となります。

(エ) 1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、2,400千円とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額(C)」欄には、(ウ)により算出した額と2,400千円のいずれか低い額を記載することとなります。

オ 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、エにより算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とします。

⇒助成金の限度額は、2,160千円となります。

なお、1件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、間接助成事業において、助成事業者が交付する補助金（確定しようとする助成金の額を含む。）を含めた収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

カ その他

（ア）総合型クラブの事業については、新たに総合型クラブの活動会員を獲得することを目的とした事業（新規事業）を行うようにしてください。

（イ）助成事業者は、間接助成事業者に対する補助金に係る交付要綱を定める必要があります。

交付申請時に定めていない場合は、助成金の交付内定扱いとし、制定された交付要綱の確認後に交付決定を行います。

なお、補助金交付要綱の制定においては、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

（ウ）助成事業者は、間接助成事業者となる総合型クラブに対して、助成事業者が交付する補助金等の適正な執行が可能な事務処理体制を有している総合型クラブであることを確認するとともに、間接助成事業の実施内容・事務処理等について、随時、適切に指導・助言を行う必要があります。

（エ）助成事業者は、間接助成事業者に交付する補助金の額（決定時及び確定時）が、助成事業の総事業費を上回らないよう、また、助成金の確定額を下回ることのないよう調整する必要があります。

（オ）間接助成事業者となる総合型クラブにおいては、（5）の総合型地域スポーツクラブマネージャー設置支援事業を同時に交付申請することができます。

（カ）間接助成事業者となる総合型クラブにおいては、（4）の活動基盤強化事業と同時に交付申請することはできません。

（キ）間接助成事業者となる総合型クラブにおいては、スポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除く。）」と同時に交付決定を受けることはできません。令和5年度のスポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除く。）」に交付申請した総合型クラブが、本事業にも申請し、両事業がともに交付内定を受けた場合には、どちらかの事業の申請を取り下げる必要があります。

（ク）間接助成事業者は、助成対象事業として実施した体験会やスポーツイベントの実施により得られる参加料等収入を、事業収入に計上してください。（年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施により得られる会費（入会金、年会費、月会費等）やその他の収入（協賛金、広告料収入等）を計上する必要はありません。）

(4) 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業

ア 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度（自立支援事業又はクラブマネジャー設置・クラブマネジャー設置支援事業を含め、最初に助成を受けた年度をいう。）から継続した5か年度を限度とします。
なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとします。

※ 助成対象者の内部組織であった総合型クラブがすでに助成を受けている場合は、新たに別の総合型クラブを内部に組織しても助成年次は継承されます。

※ すでに助成を受けたことのある総合型クラブが合併した場合は、合併する総合型クラブの中で最も長い助成年次を継承することとします。

イ 助成対象事業

(ア) 助成の対象となる事業は、総合型クラブが活動拠点（当該クラブが年間を通じて運動・スポーツ活動を行う施設で、当該クラブの主たる事務所が所在する市町村内（同一の中学校区内が望ましい。）又は同等の距離に位置する施設をいう。以下同じ。）において行う、次に掲げる活動で、当該年度における助成対象経費の合計額が750千円以上のものとします。

- ① 活動拠点において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動
- ② 健康・体力相談事業（運動・スポーツに関する内容に限ります。）
- ③ 各種研修会の開催（運動・スポーツに関する内容で、クラブ会員又は地域住民が広く参加するものに限りします。）
- ④ 広報活動
- ⑤ 総合型クラブ間の連携を図ることを主たる目的とするスポーツ活動
- ⑥ 全国・都道府県規模で開催される、総合型クラブに係る会議への参加
- ⑦ その他総合型クラブが活動拠点において行うスポーツ活動（運動部活動の地域移行に係るスポーツ活動を含む。）

(イ) (ア) にかかわらず、次に掲げる活動は、助成の対象となりません。

- ① 運営委員会等の開催
- ② 総合型クラブが主催しない事業（大会への参加など。ただし、(ア) ⑤及び⑥を除く。）
- ③ 総合型クラブが行う事業の全部又は一部について営利法人等に委託して実施するもの
- ④ クラブ会員又は地域住民に広く募集を行っていない活動
- ⑤ 遠隔地での合宿・教室など、活動拠点を著しく外れて行われる事業
- ⑥ 運動・スポーツ活動を主たる目的とするものではない事業（文化的活動、キャンプ等の自然体験活動や農業・漁業体験など）
- ⑦ 他の総合型クラブやスポーツ施設等の視察
- ⑧ 営利を目的とした教室等の活動

(ウ) 交付申請は、助成対象者ごとに1事業（1件）を限度とします。

ウ 助成対象者

(ア) 助成の対象となる者は、令和5年度が助成初年度となる非営利法人である総合型クラブで、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ① 活動内容・方法や活動会員に関する会費の徴収等、総合型クラブの活動に関する所要の規定が規約等において定められていること。

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

- ② 総合型クラブの活動拠点において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目数が、2種目以上あること。

なお、助成事業外の活動実績（イの（イ）に掲げる活動）は、助成事業における実施種目とは認められません。

※ 申請時における実施種目数は令和4年4月から9月までの活動実績で判断します。

（例外：気候や自然環境に影響される種目（スキー、セーリング、カヌー等））

※ 種目の特性が類似するものは、複数種目とみなしません。

（複数種目とみなさない例）

- ・ サッカーとフットサル
- ・ ヨガ、ストレッチ及び健康体操

※ クラブ会員又は地域住民に広く募集がかけられていない活動や、参加人数が著しく少ない活動、実施種目の一部を切り取り別種目として申請する活動、同じ実施種目を世代ごとに分けて別種目として申請する活動は、実施種目とみなしません。

（実施種目とみなさない例）

- ・ 学校への巡回指導において当該校の在校生のみを対象としている場合
- ・ サッカー教室のトレーニングの一環として行われている筋力トレーニング（体幹トレーニング、コーディネーション、アジリティ、走り方教室）を、別種目として申請する場合
- ・ サッカー教室をU-15、U-12といった世代ごとに分けて別種目として申請する場合

※ 地方公共団体等から委託された事業において実施する活動は、実施種目とみなしません。

（実施種目とみなさない例）

- ・ 市から委託金を受けて開催するスポーツ教室

- ③ ②の実施種目は種目ごとに、毎月2回以上実施されていること。

※ 毎月2回以上には満たないが、4～9月で12回以上実施されている種目については、毎月2回以上実施しているものとみなします。

※ 4～9月で6回以上実施されている種目が2種目ある場合は、当該種目を合わせて1種目の活動実績を満たしているものとみなします。

※ 実施回数が同じ場合は、延べ参加人数の多い種目を、上位の活動実績として判断します。

※ 令和4年度に創設事業又は創設支援事業を受けている団体については、活動計画も考慮することとします。

- ④ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、③の活動実績の要件を満たすことができない場合は、そのことを示す理由書（任意様式）と、その理由を証する客観的な資料を併せて提出してください。

（資料の例）

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大前に利用していたスポーツ施設の利用休止期間を示すホームページの画面
- ・ 令和4年度休止前の当初活動計画

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

- ・ 休止期間から活動再開後の活動実績と活動計画
- ⑤ 次に掲げる要件を満たすクラブマネジャーを設置（雇用）していること
- a 年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償設置（雇用）していること。
 - ※ 申請時の6か月前からの雇用実績及び賃金の支払実績が有り、かつ、雇用契約書及びその他関係法令等が遵守されている必要があります。

ただし、令和4年度に創設事業又は創設支援事業を受けている団体については、雇用計画も考慮することとします。
 - ※ 兼職のクラブマネジャー（正）が主たる職業の都合により報酬の受取を辞退する場合は、当該クラブにおいて機関決定（依頼・承諾手続きを含みます。）を行う必要があります。この場合、助成対象となるクラブマネジャー（副）は、56ページに記載のクラブマネジャー（正）の資格要件を満たす必要があります。
 - ※ 交付決定後、やむを得ない事情により資格要件を満たすクラブマネジャー（正）が一時的に不在となる場合、資格要件を満たす代替のクラブマネジャー（正）を速やかに配置する必要があります。また、クラブマネジャー（正）又はクラブマネジャー（副）の変更等がある場合は、速やかにJSCへ報告してください。

なお、クラブマネジャー（正）を速やかに配置できない場合や、年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償により設置（雇用）していると認められない場合、交付の決定を取り消すことがあります。
 - b 年間を通じて、クラブマネジャー（正）が有資格者等の資格要件を満たしていること。
 - ※ 申請時点で、56ページに記載の有資格者等の資格要件を満たしている必要があります。ただし、令和5年12月31日までに有資格者等の資格要件を満たすものについては、この限りではありません。
- (イ) (ア)にかかわらず、次に掲げる団体については、助成対象者となりません。
- ① 地域住民が運営に参画していない又は地域住民にクラブ運営に関する議決権が与えられていないもの
 - ② 総合型地域スポーツクラブ活動助成の制度趣旨に類似する自治体補助金等を受けている又は受けていた場合で、その自治体補助金等の制度趣旨並びに受入期間等を勘案し、本助成の目的が既に達成されているとみなされるもの
 - ※ 過去に総合型地域スポーツクラブ活動助成の助成事業者（間接助成事業者を含む。）として、助成金の交付を受けたことがある団体を除く。
 - ③ すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体（法人格の有無は問いません。）であるものの、運営形態等から同一団体とみなされるもの
 - ④ 申請時点で、活動拠点の都道府県体育・スポーツ協会、都道府県の総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、広域スポーツセンターのいずれか一つ以上に、総合型地域スポーツクラブとして認知されていないもの
 - ※ JSCから都道府県体育・スポーツ協会、都道府県の総合型地域スポーツクラブ連絡協議会及び広域スポーツセンターに対して、確認を行います。

エ 助成対象経費

(ア) 助成対象となる経費は、諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、雑役務費及びその他事業の実施に直接必要な経費とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費総額（A）」欄に記載する経費となります。

なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

(イ) (ア) にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費となりません。

- ① 当該事業の参加者（主催者側を除く。）の旅費
- ② 全国・都道府県規模で開催される、総合型クラブに係る会議への参加における旅費以外の経費及び各会議につき2名以降の者の旅費
- ③ 地方公共団体が所有する施設の指定管理を受けている場合において、当該施設を助成事業で利用する際の施設使用に要する経費（当該使用料を地方公共団体に納付又は指定管理委託料と相殺する場合を除く。）
- ⇒詳しくは実施要領別表「助成対象経費の基準等」をご確認ください。
- ④ 専有利用でない会場使用のための経費
- ⑤ 当該事業の参加者が負担すべき（受益者負担の性格を有する）経費
（例）一般開放中の施設の個人利用料、参加者に帰属するスポーツ用具やユニフォーム等の被服類
- ⑥ クラブマネジャー設置事業において賃金を受給しているクラブマネジャーに対する諸謝金及び雑役務費
- ⑦ 令和4年4月から9月までの活動実績のうち実施回数が最も多い種目（1種目目）に係る経費

※ ただし、創設事業又は創設支援事業から継続して助成を受けているクラブについては、自立支援事業又は活動基盤強化事業の助成年次3か年度目まで、1種目目に係る経費を助成対象とできるものとします。

※ 実施回数が最も多い種目（1種目目）については、活動種目数としては認めるものとします。

(ウ) 1件当たりの助成対象経費限度額は、(ア)の費目ごとに実施要領別表「助成対象経費の基準等」により算出した額の合計額とします。

なお、総合型クラブが行うスポーツ教室等における、実技指導・助言にかかる謝金の額については、当分の間、1日当たり4,000円を助成対象経費の上限とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。

(エ) 1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、2,400千円とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（C）」欄には、(ウ)により算出した額と2,400千円のいずれか低い額を記載することとなります。

オ 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、エにより算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とします。

⇒助成金の限度額は、2,160千円となります。

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

なお、1件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

カ その他

- （ア）非営利法人の1部門として総合型クラブを組織している場合は、助成の対象となります。
この場合、法人の定款等規約及び役員名簿のほかに、総合型クラブの規約及び役員名簿が別途必要となります。
- （イ）総合型地域スポーツクラブの事業については、新たにクラブの活動会員を獲得することを目的とした事業（新規事業）を行うようにしてください。
- （ウ）助成対象者は、（6）の総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業と同時に交付申請することができます。
- （エ）助成対象者は、スポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除く。）」と同時に交付決定を受けることはできません。令和5年度のスポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除く。）」に交付申請した助成対象者が、本事業にも申請し、両事業がともに交付内定を受けた場合には、どちらかの事業の申請を取り下げる必要があります。
- （オ）助成対象者は、活動基盤強化事業を行う場合、（3）の自立支援事業の間接助成を同時に受けることはできません。
- （カ）助成対象者は、助成対象事業として実施した体験会やスポーツイベントの実施により得られる参加料等収入を、事業収入に計上してください。（年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施により得られる会費（入会金、年会費、月会費等）やその他の収入（協賛金、広告料収入等）を計上する必要はありません。）

（５）総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業

ア 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度（自立支援事業を含め、最初に助成を受けた年度をいう。）から継続した５か年度を限度とします。

なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとします。

※ 間接助成対象者の内部組織であった総合型クラブがすでに助成を受けている場合は、新たに別の総合型クラブを内部に組織しても助成年次は継承されます。

※ すでに助成を受けたことのある総合型クラブが合併した場合は、合併する総合型クラブの中で最も長い助成年次を継承することとします。

※ 被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業の助成事業者であった総合型クラブは、これまでに総合型地域スポーツクラブ活動助成を受けた助成年次が再開することとなります。

イ 助成対象事業

（ア）助成の対象となる事業は、総合型クラブが行うクラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図るためのクラブマネジャーの設置（正・副各１名以内）に対して補助を行うものとします。

（イ）（ア）にかかわらず、次に掲げる事業は助成の対象となりません。

① 間接助成対象者となる総合型クラブが、すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体であっても、運営形態等から同一団体とみなされる場合に、当該団体に対して補助を行うもの

② 助成事業者から、間接助成事業者となる総合型クラブに対する補助金に係る交付要綱を定めていないもの

（ウ）間接助成対象者となる総合型クラブは、次に掲げる要件を満たすものとします。

なお、総合型クラブの法人格の有無は問いません。

① 活動内容・方法や活動会員に関する会費の徴収等、総合型クラブの活動に関する所要の規定が規約等において定められていること。

② 総合型クラブの活動拠点（当該クラブが年間を通じて運動・スポーツ活動を行う施設で、当該クラブの主たる事務所が所在する市町村内（同一の中学校区内が望ましい。）又は同等の距離に位置する施設をいう。）において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目数が、２種目以上あること。

なお、助成事業外の活動実績は、助成事業における実施種目とは認められません。

※ 申請時における実施種目数は令和４年４月から９月までの活動実績で判断します。

（例外：気候や自然環境に影響される種目（スキー、セーリング、カヌー等））

※ 種目の特性が類似するものは、複数種目とみなしません。

（複数種目とみなさない例）

- ・ サッカーとフットサル
- ・ ヨガ、ストレッチ及び健康体操

※ クラブ会員又は地域住民に広く募集がかけられていない活動や、参加人数が著しく少ない活動、実施種目の一部を切り取り別種目として申請する活動、同じ実施種目を世代ごとに分けて別種目として申請する活動は、実施種目とみなしません。

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

(実施種目とみなさない例)

- ・ 学校への巡回指導において当該校の在校生のみを対象としている場合
- ・ サッカー教室のトレーニングの一環として行われている筋力トレーニング（体幹トレーニング、コーディネーション、アジリティ、走り方教室）を、別種目として申請する場合
- ・ サッカー教室をU-15、U-12といった世代ごとに分けて別種目として申請する場合

※ 地方公共団体等から委託された事業において実施するスポーツ教室等の活動は、実施種目とみなしません。

(実施種目とみなさない例)

- ・ 市から委託金を受けて開催するスポーツ教室

③ ②の実施種目は種目ごとに、毎月2回以上実施されていること。

※ 毎月2回以上には満たないが、4～9月で12回以上実施されている種目については、毎月2回以上実施しているものとみなします。

※ 4～9月で6回以上実施されている種目が2種目ある場合は、当該種目を合わせて1種目の活動実績を満たしているものとみなします。

※ 令和4年度に創設事業又は創設支援事業を受けている団体については、活動計画も考慮することとします。

④ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、③の活動実績の要件を満たすことができない場合は、そのことを示す理由書（任意様式）と、その理由を証する客観的な資料を併せて提出してください。

(資料の例)

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大前に利用していたスポーツ施設の利用休止期間を示すホームページの画面
- ・ 令和4年度休止前の当初活動計画
- ・ 休止期間から活動再開後の活動実績と活動計画

⑤ 次に掲げる要件を満たすクラブマネジャーを設置（雇用）していること

a 年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償設置（雇用）していること。

※ 申請時の6か月前からの雇用実績及び賃金の支払実績が有り、かつ、雇用契約書及びその他関係法令等が遵守されている必要があります。

ただし、令和4年度に創設事業又は創設支援事業を受けている団体については、雇用計画も考慮することとします。

※ 兼職のクラブマネジャー（正）が主たる職業の都合により報酬の受取を辞退する場合は、当該クラブにおいて機関決定（依頼・承諾手続きを含みます。）を行う必要があります。この場合、助成対象となるクラブマネジャー（副）は、56ページに記載のクラブマネジャー（正）の資格要件を満たす必要があります。

※ 交付決定後、やむを得ない事情により資格要件を満たすクラブマネジャー（正）が一時的に不在となる場合、資格要件を満たす代替のクラブマネジャー（正）を速やかに配置する必要があります。また、クラブマネジャー（正）又はクラブマネジャー（副）

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

の変更等がある場合は、速やかにＪＳＣへ報告してください。

なお、クラブマネジャー（正）を速やかに配置できない場合や、年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償により設置（雇用）していると認められない場合、交付の決定を取り消すことがあります。

- ｂ 年間を通じて、クラブマネジャー（正）が有資格者等の資格要件を満たしていること。

※ 申請時点で、56 ページに記載の有資格者等の資格要件を満たしている必要があります。ただし、令和５年１２月３１日までに有資格者等の資格要件を満たすものについては、この限りではありません。

※ 総合型クラブの組織図等において、クラブマネジャーとして明確に位置づけられている必要があります。（有資格者等の資格要件を満たす者であっても、指導者、会計担当等他の労務の専任担当となっている者は認められません。）

（エ）（ウ）にかかわらず、次に掲げる団体は、間接助成対象者となりません。

- ① 地域住民が運営に参画していない又は地域住民にクラブ運営に関する議決権が与えられていないもの

- ② 総合型地域スポーツクラブ活動助成の制度趣旨に類似する自治体補助金等を受けている又は受けていた場合で、その自治体補助金等の制度趣旨並びに受入期間等を勘案し、本助成の目的が既に達成されているとみなされるもの

※ 過去に総合型地域スポーツクラブ活動助成の助成事業者（間接助成事業者を含む。）として、助成金の交付を受けたことがある団体を除く。

- ③ すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体（法人格の有無は問いません。）であるものの、運営形態等から同一団体とみなされるもの

（オ）交付申請は、間接助成の対象となる総合型クラブごとに１事業（１件）とします。

ウ 助成対象者

助成の対象となる者は、令和５年度に、助成初年度として間接助成事業者となる総合型クラブを支援する市町村とします。

エ 助成対象経費

（ア）助成対象となる経費は、補助を行う事業に係る賃金、雑役務費（振込手数料）とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費総額（Ａ）」欄に記載する経費となります。

なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

（イ）（ア）にかかわらず、次に掲げる経費については、助成対象経費となりません。

- ① 間接助成事業者となる総合型クラブが、指定管理業務を地方公共団体から受けており、当該業務・事業の体制図にクラブマネジャーが含まれている場合の、クラブマネジャーに対する賃金
- ② 間接助成事業者となる総合型クラブが、指定管理業務以外に他事業を受託しており、委託元から受託料を受け取っている場合、クラブマネジャーが当該事業に従事している時間に対する賃金
- ③ クラブマネジャーの雇用条件等に関する規程、雇用契約書等に規定された期日に支払われたこと並びに労務及び対価の適正性が確認できない賃金

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

- ④ クラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図ることを目的としていない業務（目的外業務）に従事している時間に対する賃金

（目的外業務の例）

- ・ 特定の実施種目に係る遠征や合宿、試合への帯同、引率
- ・ クラブが実施する事業とは関連しない、個人の資質向上を目的とした研修会及び講習会等への参加

- （ウ）1件当たりの助成対象経費限度額は、（ア）の費目ごとに実施要領別表「助成対象経費の基準等」により算出した額の合計額とします。（77 ページの「労務を行った個人に対する報酬（謝金・賃金等）」欄に記載している「総合型地域スポーツクラブマネジメント」の基準単価を超えて賃金を支給する場合、当該基準単価を上限単価として用い、助成対象経費限度額を算出してください。）

なお、クラブマネジャーの賃金については、当分の間、下表に掲げる額を助成対象経費の上限とします。

支給対象者（労務者）	単位	助成対象経費上限額
クラブマネジャー（正） ※資格要件を満たすクラブマネジャー	月	100,000円
※資格要件を満たすクラブマネジャー（正）が配置されるまでの上限額（助成初年度）	月	95,000円
クラブマネジャー（副）	月	80,000円

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。

- （エ）1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、2,160千円とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（C）」欄には、（ウ）により算出した額と2,160千円のいずれか低い額を記載することとなります。

オ 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、エにより算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とします。

⇒助成金の限度額は、1,944千円となります。

なお、1件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、間接助成事業において、助成事業者が交付する補助金（確定しようとする助成金の額を含む。）を含めた収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

カ その他

- （ア）クラブマネジャーの賃金の額の設定にあたっては、勤務時間、労務の内容、勤務条件に即した支給単価の単位（月・日・時間）等を勘案して、適切に設定してください。

クラブマネジャーが兼職の場合は、クラブマネジャーとして従事している時間と兼職先の業務に従事している時間を明確に区分した上で、賃金の額を適切に設定する必要があります。

なお、兼職先の業務に従事している時間は、助成対象事業とはなりません。

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

- (イ) クラブマネジャーが兼職の場合、クラブマネジャーとして従事している時間と兼職先の業務に従事している時間を明確に区分できない場合は、本事業への申請はできません。
- (ウ) 助成事業者は、間接助成事業者に対する補助金に係る交付要綱を定める必要があります。交付申請時に定めていない場合は、助成金の交付内定扱いとし、制定された交付要綱の確認後に交付決定を行います。
- なお、補助金交付要綱の制定においては、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。
- (エ) 助成事業者は、間接助成事業者となる総合型クラブに対して、助成事業者が交付する補助金等の適正な執行が可能な事務処理体制を有している総合型クラブであることを確認するとともに、間接助成事業の実施内容・事務処理等について、随時、適切に指導・助言を行う必要があります。
- (オ) 助成事業者は、間接助成事業者に交付する補助金の額（決定時及び確定時）が、助成事業の総事業費を上回らないよう、また、助成金の確定額を下回ることのないよう調整する必要があります。
- (カ) 間接助成事業者となる総合型クラブが、指定管理業務を地方公共団体から受ける場合は、交付申請及び実績報告時に、当該指定管理業務に関する地方公共団体との協定書及び体制図を提出してください。また、申請時点では指定管理業務等を受けておらず、助成決定後に受けることとなった場合は、受託決定次第、地方公共団体との協定書及び体制図を提出してください。体制図は任意様式ですが、役職及び担当者が明記されている場合は、地方公共団体に提出している体制図により代用することも可とします。
- なお、助成が決定した場合には、団体名や助成事業の内容等について、指定管理業務の委託元である地方公共団体に情報共有します。
- (キ) 間接助成事業者となる総合型クラブが、指定管理業務以外に他事業を受託している場合は、交付申請及び実績報告時に、当該受託事業に関する業務委託者との契約書を提出してください。
- (ク) 間接助成事業者となる総合型クラブにおいては、（３）の自立支援事業を同時に交付申請することができます。
- (ケ) 間接助成事業者となる総合型クラブにおいては、（４）の活動基盤強化事業、（６）のクラブマネジャー設置事業と同時に交付申請することはできません。
- (コ) 間接助成事業者となる総合型クラブにおいては、スポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除く。）」と同時に交付決定を受けることはできません。令和５年度のスポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除く。）」に交付申請した総合型クラブが、本事業にも申請し、両事業がともに交付内定を受けた場合には、どちらかの事業の申請を取り下げる必要があります。
- (サ) 助成の対象となるクラブマネジャーについては、従事を確認する書類として勤務日数が記載された給与明細を提出することとなります。（詳しくは、別冊「会計処理の手引」又は当センターホームページに掲載している記載例をご確認ください。）

（６）総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業

ア 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度（自立支援事業、活動基盤強化事業又はクラブマネジャー設置支援事業を含め、最初に助成を受けた年度をいう。）から継続した５か年度を限度とします。
なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとします。

※ 助成対象者の内部組織であった総合型クラブがすでに助成を受けている場合は、新たに別の総合型クラブを内部に組織しても助成年次は継承されます。

※ すでに助成を受けたことのある総合型クラブが合併した場合は、合併する総合型クラブの中で最も長い助成年次を継承することとします。

イ 助成対象事業

（ア）助成の対象となる事業は、総合型クラブが、クラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図るため、クラブマネジャーを設置（正・副各１名以内）するものとします。

（イ）交付申請は、助成対象者ごとに１事業（１件）を限度とします。

ウ 助成対象者

（ア）助成の対象となる者は、令和５年度が助成初年度となる非営利法人である総合型クラブで、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ① 活動内容・方法や活動会員に関する会費の徴収等、総合型クラブの活動に関する所要の規定が規約等において定められていること。
- ② 総合型クラブの活動拠点（当該クラブが年間を通じて運動・スポーツ活動を行う施設で、当該クラブの主たる事務所が所在する市町村内（同一の中学校区内が望ましい。）又は同等の距離に位置する施設をいう。）において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目数が、２種目以上あること。

なお、助成事業外の活動実績は、助成事業における実施種目とは認められません。

※ 申請時における実施種目数は令和４年４月から９月までの活動実績で判断します。

（例外：気候や自然環境に影響される種目（スキー、セーリング、カヌー等））

※ 種目の特性が類似するものは、複数種目とみなしません。

（複数種目とみなさない例）

- ・ サッカーとフットサル
- ・ ヨガ、ストレッチ及び健康体操

※ クラブ会員又は地域住民に広く募集がかけられていない活動や、参加人数が著しく少ない活動、実施種目の一部を切り取り別種目として申請する活動、同じ実施種目を世代ごとに分けて別種目として申請する活動は、実施種目とみなしません。

（実施種目とみなさない例）

- ・ 学校への巡回指導において当該校の在校生のみを対象としている場合
- ・ サッカー教室のトレーニングの一環として行われている筋力トレーニング（体幹トレーニング、コーディネーション、アジリティ、走り方教室）を、別種目として申請する場合
- ・ サッカー教室をＵ－１５、Ｕ－１２といった世代ごとに分けて別種目として申請する

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

る場合

※ 地方公共団体等から委託された事業において実施するスポーツ教室等の活動は、実施種目とみなしません。

(実施種目とみなさない例)

- ・ 市から委託金を受けて開催するスポーツ教室

③ ②の実施種目は種目ごとに、毎月2回以上実施されていること。

※ 毎月2回以上には満たないが、4～9月で12回以上実施されている種目については、毎月2回以上実施しているものとみなします。

※ 4～9月で6回以上実施されている種目が2種目ある場合は、当該種目を合わせて1種目の活動実績を満たしているものとみなします。

※ 令和4年度に創設事業又は創設支援事業を受けている団体については、活動計画も考慮することとします。

④ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、③の活動実績の要件を満たすことができない場合は、そのことを示す理由書（任意様式）と、その理由を証する客観的な資料を併せて提出してください。

(資料の例)

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大前に利用していたスポーツ施設の利用休止期間を示すホームページの画面
- ・ 令和4年度休止前の当初活動計画
- ・ 休止期間から活動再開後の活動実績と活動計画

⑤ 次に掲げる要件を満たすクラブマネジャーを設置（雇用）していること。

a 年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償設置（雇用）していること。

※ 申請時の6か月前からの雇用実績及び賃金の支払実績が有り、かつ、雇用契約書及びその他関係法令等が遵守されている必要があります。

ただし、令和4年度に創設事業又は創設支援事業を受けている団体については、雇用計画も考慮することとします。

※ 兼職のクラブマネジャー（正）が主たる職業の都合により報酬の受取を辞退する場合は、当該クラブにおいて機関決定（依頼・承諾手続きを含みます。）を行う必要があります。この場合、助成対象となるクラブマネジャー（副）は、56ページに記載のクラブマネジャー（正）の資格要件を満たす必要があります。

※ 交付決定後、やむを得ない事情により資格要件を満たすクラブマネジャー（正）が一時的に不在となる場合、資格要件を満たす代替のクラブマネジャー（正）を速やかに配置する必要があります。また、クラブマネジャー（正）又はクラブマネジャー（副）の変更等がある場合は、速やかにJSCへ報告してください。

なお、クラブマネジャー（正）を速やかに配置できない場合や、年間を通じて、クラブマネジャー（正）を有償により設置（雇用）していると認められない場合、交付の決定を取り消すことがあります。

b 年間を通じて、クラブマネジャー（正）が有資格者等の資格要件を満たしていること。

※ 申請時点で、56ページに記載の有資格者等の資格要件を満たしている必要があります。

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

※ 令和5年12月31日までに有資格者等の資格要件を満たすものについては、この限りではありません。

※ 総合型クラブの組織図等において、クラブマネジャーとして明確に位置づけられている必要があります。（有資格者等の資格要件を満たす者であっても、指導者、会計担当等他の労務の専任担当となっている者は認められません。）

（イ）（ア）にかかわらず、次に掲げる団体については、助成対象者となりません。

- ① 地域住民が運営に参画していない又は地域住民にクラブ運営に関する議決権が与えられていないもの
- ② 総合型地域スポーツクラブ活動助成の制度趣旨に類似する自治体補助金等を受けている又は受けていた場合で、その自治体補助金等の制度趣旨並びに受入期間等を勘案し、本助成の目的が既に達成されているとみなされるもの

※ 過去に総合型地域スポーツクラブ活動助成の助成事業者（間接助成事業者を含む。）として、助成金の交付を受けたことがある団体を除く。

- ③ すでに助成を受けている総合型クラブと別に組織された団体（法人格の有無は問いません。）であるものの、運営形態等から同一団体とみなされるもの
- ④ 申請時点で、活動拠点の都道府県体育・スポーツ協会、都道府県の総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、広域スポーツセンターのいずれか一つ以上に、総合型地域スポーツクラブとして認知されていないもの

※ J S Cから都道府県体育・スポーツ協会、都道府県の総合型地域スポーツクラブ連絡協議会及び広域スポーツセンターに対して、確認を行います。

エ 助成対象経費

（ア）助成対象となる経費は、賃金、雑役務費（振込手数料）とします。

⇒ 「収支予算書の助成対象経費総額（A）」欄に記載する経費となります。

なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

（イ）（ア）にかかわらず、次に掲げる経費については、助成対象経費となりません。

- ① クラブが指定管理業務を地方公共団体から受けており、当該業務・事業の体制図にクラブマネジャーが含まれている場合、クラブマネジャーに対する賃金
- ② クラブが指定管理業務以外に他事業を受託しており、委託元から受託料を受け取っている場合、クラブマネジャーが当該事業に従事している時間に対する賃金
- ③ クラブマネジャーの雇用条件等に関する規程、雇用契約書等に規定された期日に支払われたこと並びに労務及び対価の適正性が確認できない賃金
- ④ クラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図ることを目的としていない業務（目的外業務）に従事している時間に対する賃金

（目的外業務の例）

- ・ 特定の実施種目に係る遠征や合宿、試合への帯同、引率
- ・ クラブが実施する事業とは関連しない、個人の資質向上を目的とした研修会及び講習会等への参加

（ウ）1件当たりの助成対象経費限度額は、（ア）の費目ごとに実施要領別表「助成対象経費の基

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

準等」により算出した額の合計額とします。(77 ページの「労務を行った個人に対する報酬(謝金・賃金等)」欄に記載している「総合型地域スポーツクラブマネジメント」の基準単価を超えて賃金を支給する場合、当該基準単価を上限単価として用い、助成対象経費限度額を算出してください。)

なお、クラブマネジャーの賃金については、当分の間、下表に掲げる額を助成対象経費の上限とします。

支給対象者(労務者)	単位	助成対象経費上限額
クラブマネジャー(正) ※資格要件を満たすクラブマネジャー	月	100,000円
※資格要件を満たすクラブマネジャー(正)が配置されるまでの上限額(助成初年度)	月	95,000円
クラブマネジャー(副)	月	80,000円

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額(B)」欄に記載する経費となります。

(エ) 1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、2,160千円とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額(C)」欄には、(ウ)により算出した額と2,160千円のいずれか低い額を記載することとなります。

オ 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、エにより算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額(千円未満切捨て)を限度とします。

⇒助成金の限度額は、1,944千円となります。

なお、1件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とします。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額を確定額とします。

カ その他

(ア) 非営利法人の1部門として総合型クラブを組織している場合は、助成の対象となります。

この場合、法人の定款等規約及び役員名簿のほかに、総合型クラブの規約及び役員名簿が別途必要となります。

(イ) 総合型地域スポーツクラブ活動助成の制度趣旨に類似する自治体補助金等を受けている又は受けていた場合において、その自治体補助金等の制度趣旨並びに受入期間等を勘案し、本助成の目的が既に達成されているとみなされる場合には、助成対象者となりません。

※ 過去に総合型地域スポーツクラブ活動助成の助成事業者(間接助成事業者を含む。)として、助成金の交付を受けたことがある団体を除く。

(ウ) クラブマネジャーの賃金の額の設定にあたっては、勤務時間、労務の内容、勤務条件に即した支給単価の単位(月・日・時間)等を勘案して、適切に設定してください。

クラブマネジャーが兼職の場合は、クラブマネジャーとして従事している時間と兼職先の業務に従事している時間を明確に区分した上で、賃金の額を適切に設定する必要があります。

なお、兼職先の業務に従事している時間は、助成対象事業とはなりません。

(エ) クラブマネジャーが兼職の場合、クラブマネジャーとして従事している時間と兼職先の業

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

務に従事している時間を明確に区分できない場合は、本事業への申請はできません。

- (オ) 指定管理業務を地方公共団体から受ける総合型クラブについては、交付申請及び実績報告時に、当該指定管理業務に関する地方公共団体との協定書及び体制図を提出してください。

また、申請時点では指定管理業務等を受けておらず、助成決定後に受託が決定した場合は、受託決定次第、地方公共団体との協定書及び体制図を提出してください。体制図は任意様式ですが、役職及び担当者が明記されている場合は、地方公共団体に提出している体制図により代用することも可とします。

なお、助成が決定した場合には、団体名や助成事業の内容等について、指定管理業務の委託元である地方公共団体に情報共有します。

- (カ) 指定管理業務以外に、他事業を受託している場合は、交付申請及び実績報告時に、当該受託事業に関する業務委託者との契約書を提出してください。

- (キ) 助成対象者は、(4) の活動基盤強化事業を同時に交付申請することができます。

- (ク) 助成対象者は、スポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除く。）」と同時に交付決定を受けることはできません。令和5年度のスポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除く。）」に交付申請した助成対象者が、本事業にも申請し、両事業がともに交付内定を受けた場合には、どちらかの事業の申請を取り下げる必要があります。

- (ケ) 助成対象者は、クラブマネジャー設置事業を行う場合、(5) のクラブマネジャー設置支援事業の間接助成を同時に受けることができません。

- (コ) 助成の対象となるクラブマネジャーについては、従事を確認する書類として勤務日数が記載された給与明細を提出することとなります。（詳しくは、別冊「会計処理の手引」又は当センターホームページに掲載している記載例をご確認ください。）

令和５年度総合型地域スポーツクラブ活動助成に係る 総合型地域スポーツクラブマネジャーの資格要件

令和５年度総合型地域スポーツクラブ活動助成に係る総合型地域スポーツクラブマネジャーの資格については、「地域スポーツクラブの概念と現状」、「クラブマネジャーの資質と役割」、「クラブのつくり方と運営方法」などクラブマネジメントの基礎を広く学べるカリキュラムを持った講習を受けた者を要件とすることとし、具体的には、以下に定める資格要件（有資格者等）を満たす者であることとします。

◆クラブマネジャー（正）

要 件	確認方法
次に掲げるいずれかの要件を満たす者	
1 都道府県体育・スポーツ協会、都道府県教育委員会、広域スポーツセンター等が実施する「（公財）日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー養成講習会専門科目」について修了した者（共通科目についても受講していることが望ましい。）	修了証書
2 （公財）日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又は同アシスタントマネジャー資格認定者	資格認定証
3 （公財）日本レクリエーション協会公認レクリエーション・コーディネーター	資格認定証
4 （公財）日本スポーツクラブ協会：全国スポーツクラブマネジャー養成（資格認定）講習会	資格認定証
5 （公財）日本サッカー協会：ＳＭＣ（スポーツマネジャーズカレッジ）本講座	修了証書
6 （公財）日本サッカー協会：ＳＭＣ（スポーツマネジャーズカレッジ）サテライト講座	修了証書

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

提出書類

＜総合型地域スポーツクラブ創設支援事業＞

■申請に係る団体共通書類

No.	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄	
			①	②		
			過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	①以外の団体		
1	様式第1 助成金交付申請書	文書番号・日付が記入されているか。 「申請者名」欄に、団体名、役職及び代表者名が正しく記入されているか。 中央の「交付申請額」の金額が、「事業計画一覧表」や「収支予算書」の金額の合計と一致しているか。 助成対象者から申請する全事業の申請額を合算した額になっているか。 「交付申請額」は千円未満切捨ての額になっているか。	メール	紙媒体		
2	事業計画一覧表(指定様式)	該当する事業に、件数や金額が正しく記入されているか。 (「助成金交付申請書」や「収支予算書」の金額と一致しているか。) 助成対象者から申請する全事業を記載しているか。	メール	紙媒体 メール		
3	団体概要(指定様式)	団体名は、都道府県名を省略せずに記入しているか。 地方公共団体の長名は、役職名から記入されているか。 「所在地」は郵便物の送付を希望する住所を記入しているか。 法人番号は正しく記入されているか。	メール	紙媒体 メール		
4	スポーツ・インテグリティ、スポーツとSDGs 及びスポーツ振興くじの普及・啓発に関する 動画視聴について(指定様式)	3種類の動画を視聴したか。 (3種類すべての動画を視聴した上で記入すること。) 団体名は、正式名で記入されているか。 代表者名は、役職名から記入されているか。 ※令和5年度スポーツ振興くじ助成金(当初募集)の申請時に提出済で、内容に変更がない場合は、提出不要	メール	メール		提出 不要

■申請に係る事業別書類

※メール提出の場合は、事業毎にフォルダ分けの上、必要書類を提出してください。

※紙媒体での提出の場合は、事業毎に必要な書類をまとめて提出してください。

No.	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄	
			①	②		
			過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	①以外の団体		
5	事業計画書(指定様式)	「実施期間」が令和5年度内の日付になっているか。	メール	紙媒体 メール		
6	収支予算書(指定様式)	収入額と支出額が一致しているか。 「くじ助成金」は千円未満切捨ての額になっているか。 「団体名」は、団体概要に記入した団体名と同じになっているか。 「事業名」は、事業計画書に記入した事業名と同じになっているか。	メール	紙媒体 メール		
7	補助金交付要綱	総合型地域スポーツクラブの補助事業であることが確認できる要綱となっているか。 (申請時に補助金交付要綱が定まっていない場合は、補助金交付要綱案を提出)	メール	メール		

次頁あり

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

※以下の書類は、間接助成対象者（設立準備組織）ごとに作成、提出が必要

No.	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄	
			① 過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	② ①以外の団体		
8	事業計画書(別添) (指定様式)	※チェック内容は「5」と同様。	メール	紙媒体 メール		
9	収支予算書(別添) (指定様式)	※チェック内容は「6」と同様。	メール	紙媒体 メール		
10	経費内訳表(指定様式)	科目、内容、単価、単位が漏れなく記入されているか。 規程等の単価に基づき記入されているか。	メール	紙媒体 メール		
11	スポーツ・ジュニアのPR協力等に関する調査票(指定様式)	「計画」欄がすべて記入されているか。 過去に助成を受けた団体については、「実績」欄がすべて記入されているか。 「実績」欄で「○」と回答した項目について、その内容が確認できる書類(例: 広報誌やHP画面の写し、写真等)が添付されているか。	メール	メール		
12	助成対象者の会計処理状況に関する調査票(指定様式)	総勘定元帳を作成している場合には、令和4年4月～令和4年9月における総勘定元帳の写し(うち仕訳を記載している箇所の1ページ目のみで可。)を添付しているか。 助成事業専用口座を開設済の場合は、専用口座の通帳等の写し(うち明細が記載されている箇所の1ページ目のみで可。)を添付しているか。 「現金取扱管理者を定めている。」を選択した場合には、新たに表示される指定の入力欄に、 現金取扱管理者の役職・氏名 を記入しているか。 現金出納帳を作成している場合には、令和4年4月～令和4年9月における現金出納帳の写し(うち仕訳を記載している箇所の1ページ目のみで可。)を添付しているか。 内部監査、外部監査を実施している場合には、前年度決算における監査意見書の写しを添付しているか。 財務状況(財務諸表)の公開でチェックしたものについて、公開状況の確認がとれる資料を添付しているか。	メール	メール		
13	反社会的勢力排除に関する誓約書(指定様式)	※押印する場合は、法人の印鑑証明書と同一の団体公印の押印が必須。 団体名(クラブ名)は、正式名で記入されているか。 代表者名は、役職名から記入されているか。	メール	紙媒体		
14	スポーツ・インテグリティ、スポーツとSDGs及びスポーツ・ジュニアの普及・啓発に関する動画視聴について(指定様式)	3種類の動画を視聴したか。 (3種類すべての動画を視聴した上で記入すること。) 団体名(クラブ名)は、正式名で記入されているか。 代表者名は、役職名から記入されているか。	メール	メール		
15	積算内訳根拠書類	経費内訳表に計上した役務請負経費(スポーツ用具費、雑役務費、印刷製本費、借料及び損料等)のうち、積算内訳(単価、数量等)が明記されていない経費がある場合(「一式〇〇万円」等の場合)は、積算内訳がわかるもの(見積書等)を提出。(過去の実績でも可。) ※役務請負経費を対象経費に計上する団体のみ提出。 ※積算内訳(単価、数量等)が明記されている経費であっても、必要に応じて積算内訳がわかるものの提出を求める場合があります。	メール	メール		提出 不要
16	自治体と締結する協定書(基本協定書、年度協定書等)	施設使用料の扱いについて確認できる自治体との協定書を提出。 ※指定管理を受託する施設の使用料を対象経費として計上する団体のみ提出。	メール	メール		提出 不要
17	設立準備組織の令和5年度活動予算書	令和5年度の予算書を提出。未作成の場合は、(案)でも可。	メール	メール		
18	設立準備組織の定款、規約など	未作成の場合は、(案)でも可。	メール	メール		
19	設立準備組織委員名簿(様式任意)	役職及び所属が記載されているか。未定の場合は、予定でも可。	メール	メール		
20	設立準備組織の直近における財務諸表(貸借対照表、損益計算書、財産目録、収支計算書等)	令和3年10月1日から令和4年9月30日までに終了している会計年度の団体全体の財務諸表を提出。 ※令和3年度以前から活動している団体に限り提出。 ※会計期間の記載が無いものは不可。	メール	メール		提出 不要
21	総合型クラブとしてのマスタープラン	総合型クラブとしての基本理念、自立に向けた目標設定、目標達成のために必要な施策等により、長期的、総合的な視点を持ったクラブのビジョンを明らかにしているか。 作成日時が記載されているか。 具体的な数値目標や施策が記載されているか。 理事会等で議決されたことが確認できる資料を添付しているか。	メール	メール		

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

＜総合型地域スポーツクラブ創設事業＞

■申請に係る団体共通書類

No.	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄
			①	②	
			過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	①以外の団体	
1	様式第1 助成金交付申請書	文書番号・日付が記入されているか。 「申請者名」欄に、団体名、役職及び代表者名が正しく記入されているか。 中央の「交付申請額」の金額が、「事業計画一覧表」や「収支予算書」の金額と一致しているか。 助成対象者から申請する全事業の申請額を合算した額になっているか。 「交付申請額」は千円未満切捨ての額になっているか。	メール	紙媒体	
2	事業計画一覧表(指定様式)	該当する事業に、件数や金額が正しく記入されているか。 (「助成金交付申請書」や「収支予算書」の金額と一致しているか。) 助成対象者から申請する全事業を記載しているか。	メール	紙媒体 メール	
3	団体概要(指定様式)	団体名は、都道府県名を省略せずに記入しているか。 地方公共団体の長名は、役職名から記入しているか。 「所在地」は郵便物の送付を希望する住所を記入しているか。 法人番号は正しく記入されているか。	メール	紙媒体 メール	

■申請に係る事業別書類

※メール提出の場合は、事業毎にフォルダ分けの上、必要書類を提出してください。

※紙媒体での提出の場合は、事業毎に必要な書類をまとめて提出してください。

No.	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄
			①	②	
			過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	①以外の団体	
4	事業計画書(指定様式)	「実施期間」が令和5年度内の日付になっているか。	メール	紙媒体 メール	
5	収支予算書(指定様式)	収入額と支出額が一致しているか。 「くじ助成金」は千円未満切捨ての額になっているか。 「団体名」は、団体概要に記入した団体名と同じになっているか。 「事業名」は、事業計画書に記入した事業名と同じになっているか。	メール	紙媒体 メール	
6	経費内訳表(指定様式)	科目、内容、単価、単位が漏れなく記入されているか。 規程等の単価に基づき記入されているか。	メール	紙媒体 メール	
7	積算内訳根拠書類	経費内訳表に計上した役務請負経費(スポーツ用具費、雑役務費、印刷製本費、借料及び燃料等)のうち、 積算内訳(単価、数量等)が明記されていない経費がある場合(「一式〇〇万円」等の場合)は、積算内訳が わかるもの(見積書等)を提出。(過去の実績でも可。) ※役務請負経費を対象経費に計上する団体のみ提出。 ※積算内訳(単価、数量等)が明記されている経費であっても、必要に応じて積算内訳がわかるものの提出を 求める場合があります。	メール	メール	提出 不要
8	スポーツくじのPR協力等に関する調査票(指定様式)	「計画」欄がすべて記入されているか。 過去に助成を受けた団体については、「実績」欄がすべて記入されているか。 「実績」欄で「○」と回答した項目について、その内容が確認できる書類(例:広報誌やHP画面の写し、写真 等)が添付されているか。	メール	メール	
9	スポーツ・インテグリティ、スポーツとSDGs 及びスポーツ振興くじの普及・啓発に関する 動画視聴について(指定様式)	3種類の動画を視聴したか。 (3種類すべての動画を視聴した上で記入すること。) 団体名は、都道府県名を省略せずに記入しているか。 代表者名は、役職名から記入されているか。 ※令和5年度スポーツ振興くじ助成金(当初募集)の申請時に提出済で、内容に変更がない場合は、提出不 要	メール	メール	提出 不要
10	自治体と締結する協定書(基本協定書、年度 協定書等)	施設使用料の扱いについて確認できる自治体との協定書を提出。 ※指定管理を受託する施設の使用料を対象経費として計上する団体のみ提出。	メール	メール	提出 不要
11	設立準備組織の令和5年度活動予算書	令和5年度の予算書を提出。未作成の場合は、(案)でも可。	メール	メール	
12	設立準備組織の定款、規約など	未作成の場合は、(案)でも可。	メール	メール	
13	設立準備組織委員名簿(様式任意)	役職及び所属が記載されているか。未定の場合は、予定でも可。	メール	メール	
14	設立準備組織の直近における財務諸表(貸 借対照表、損益計算書、財産目録、収支計 算書等)	令和3年10月1日から令和4年9月30日までに終了している会計年度の団体全体の財務諸表を提出。 ※令和3年度以前から活動している団体に限り提出。 ※会計期間の記載が無いものは不可。	メール	メール	提出 不要
15	総合型クラブとしてのマスタープラン	総合型クラブとしての基本理念、自立に向けた目標設定、目標達成のために必要な施策等により、長期的、 総合的な視点を持ったクラブのビジョンを明らかにしているか。 作成日時が記載されているか。 具体的な数値目標や施策が記載されているか。 理事会等で議決されたことが確認できる資料を添付しているか。	メール	メール	

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

＜総合型地域スポーツクラブ自立支援事業／クラブマネージャー設置支援事業＞

■申請に係る団体共通書類

※2事業を併せて申請する場合、重複する○印の書類については、1部のみ提出してください。◎印の書類については、事業ごとに提出が必要です。

No.	自立 支援	マネ 支援	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄
					①	②	
					過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	①以外の団体	
1	○	○	様式第1 助成金交付申請書	文書番号・日付が記入されているか。 「申請者名」欄に、団体名、役職及び代表者名が正しく記入されているか。 中央の「交付申請額」の金額が、「事業計画一覧表」や「収支予算書」の金額の合計と一致しているか。 助成対象者から申請する全事業の申請額を合算した額になっているか。 「交付申請額」は千円未満切捨ての額になっているか。	メール	紙媒体	
2	○	○	事業計画一覧表(指定様式)	該当する事業に、件数や金額が正しく記入されているか。 ('助成金交付申請書'や'収支予算書'の金額と一致しているか。) 助成対象者から申請する全事業を記載しているか。	メール	紙媒体 メール	
3	○	○	団体概要(指定様式)	団体名は、都道府県名を省略せずに記入しているか。 地方公共団体の長名は、役職名から記入されているか。 「所在地」は郵便物の送付を希望する住所を記入しているか。 法人番号は正しく記入されているか。	メール	紙媒体 メール	
4	○	○	スポーツ・インテグリティ、スポーツとSDGs 及びスポーツ振興くじの普及・啓発に関する 動画視聴について(指定様式)	3種類の動画を視聴したか。 (3種類すべての動画を視聴した上で記入すること。) 団体名は、正式名で記入されているか。 代表者名は、役職名から記入されているか。 ※令和5年度スポーツ振興くじ助成金(当初募集)の申請時に提出済で、内容に変更がない場合は、提出不要	メール	メール	提出 不要

■申請に係る事業別書類

※メール提出の場合は、事業毎にフォルダ分けの上、必要書類を提出してください。

※紙媒体での提出の場合は、事業毎に必要な書類をまとめて提出してください。

No.	自立 支援	マネ 支援	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄
					①	②	
					過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	①以外の団体	
5	◎	◎	事業計画書(指定様式)	「実施期間」が令和5年度内の日付になっているか。 2事業を併せて申請する場合、それぞれ異なる事業名としているか。	メール	紙媒体 メール	
6	◎	◎	収支予算書(指定様式)	収入額と支出額が一致しているか。 「くじ助成金」は千円未満切捨ての額になっているか。 「団体名」は、団体概要に記入した団体名と同じになっているか。 「事業名」は、事業計画書に記入した事業名と同じになっているか。	メール	紙媒体 メール	
7	○	○	補助金交付要綱	総合型地域スポーツクラブの補助事業であることが確認できる要綱となっているか。 (申請時に補助金交付要綱が定まっていない場合は、補助金交付要綱案を提出)	メール	メール	

次頁あり

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

※以下の書類は、間接助成対象者(総合型クラブ)ごとに作成、提出が必要

No.	自立 支援	マネ 支援	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄	
					①	②		
					過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	①以外の団体		
8	◎	◎	事業計画書(別添)(指定様式)	※チェック内容は「5」と同様。	メール	紙媒体 メール		
9	◎	◎	収支予算書(別添)(指定様式)	※チェック内容は「6」と同様。	メール	紙媒体 メール		
10	◎	◎	経費内訳表(指定様式)	科目、内容、単価、単位が漏れなく記入されているか。 規程等の単価に基づき記入されているか。	メール	紙媒体 メール		
11	○	○	スポーツくじのPR協力等に関する調査票(指定様式)	「計画」欄がすべて記入されているか。 過去に助成を受けた団体については、「実績」欄がすべて記入されているか。 「実績」欄で「○」と回答した項目について、その内容が確認できる書類(例:広報紙やHP画面の写し、写真等)が添付されているか。	メール	メール		
12	○	○	助成対象者の会計処理状況に関する調査票(指定様式)	総勘定元帳を作成している場合には、令和4年4月～令和4年9月における総勘定元帳の写し(うち仕訳を記載している箇所の1ページ目のみで可。))を添付しているか。 助成事業専用口座を開設済の場合は、専用口座の通帳等の写し(うち明細が記載されている箇所の1ページ目のみで可。))を添付しているか。 「現金取扱管理者を定めている。」を選択した場合には、新たに表示される指定の入力欄に、 現金取扱管理者の役職・氏名 を記入しているか。 現金出納帳を作成している場合には、令和4年4月～令和4年9月における現金出納帳の写し(うち仕訳を記載している箇所の1ページ目のみで可。))を添付しているか。 内部監査、外部監査を実施している場合には、前年度決算における監査意見書の写しを添付しているか。 財務状況(財務諸表)の公開でチェックしたものについて、公開状況の確認がとれる資料を添付しているか。	メール	メール		
13	○	○	総合型地域スポーツクラブ活動現況確認票(指定様式)	<活動現況確認票> 総合型クラブ規約、総会議事録など総合型クラブとしての設立年月日が確認できる書類を添付しているか。 <令和4年度活動実績> 参加者人数を記入しているか。 <令和5年度活動計画> 助成対象とする教室を選択しているか。 <クラブマネジャー設置状況確認票> クラブマネジャー(正)・(副)それぞれについて作成しているか。 令和4年度雇用契約書等の内容と整合性が取れているか。	メール	メール		
14	○	○	クラブの活動実績が確認できる書類	「13.総合型地域スポーツクラブ活動現況確認票」<令和4年度活動実績>の記載例シートに記載された提出書類を確認の上、提出。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動実績の要件を満たすことができない場合は、そのことを示す理由書を提出。(任意様式) 活動実績の要件を満たすことができない理由を証する客観的な資料を添付。(例:新型コロナウイルス感染症拡大前に利用していたスポーツ施設の利用休止期間を示すホームページの画面等)	メール	メール		提出 不要
15	○	○	反社会的勢力排除に関する誓約書(指定様式)	※押印する場合は、法人の印鑑証明書と同一の団体公印の押印が必須。 団体名(クラブ名)は、正式名で記入されているか。 代表者名は、役職名から記入されているか。	メール	紙媒体		
16	○	○	スポーツ・インテグリティ、スポーツとSDGs及びスポーツくじの普及・啓発に関する動画視聴について(指定様式)	3種類の動画を視聴したか。 (3種類すべての動画を視聴した上で記入すること。) 団体名(クラブ名)は、正式名で記入されているか。 代表者名は、役職名から記入されているか。	メール	メール		
17	○	○	スポーツガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>自己説明・公表確認書(指定様式)	JSCが設置する自己説明入力サイト「スポーツガバナンスウェブサイト」からダウンロードした『自己説明・公表確認書』を添付しているか。 (https://www.jpnport.go.jp/corp/gyomu/tabid/966/Default.aspx)	メール	メール		
18	○	○	自治体補助金等の受給実績に関する調査票(指定様式)	都道府県所管課、市町村所管課を記載しているか。 自治体補助金等を活用したことがある場合には、活用した制度の内容が確認できる書類(規程、募集要項等)を添付しているか。 ※総合型地域スポーツクラブ活動助成に初めて申請する団体のみ提出。	メール	メール		提出 不要
19	○	○	クラブの共同運営に関する調査票(指定様式)	記入漏れがないか。	メール	メール		
20	○	×	積算内訳根拠書類	経費内訳表に計上した役務請負経費(スポーツ用具費、雑役務費、印刷製本費、借料及び損料等)のうち、積算内訳(単価、数量等)が明記されていない経費がある場合(「一式〇〇万円」等の場合)は、積算内訳がわかるもの(見積書等)を提出。(過去の実績でも可。) ※役務請負経費を対象経費に計上する団体のみ提出。 ※積算内訳(単価、数量等)が明記されている経費であっても、必要に応じて積算内訳がわかるものの提出を求める場合があります。	メール	メール		提出 不要
21	○	×	自治体と締結する協定書(基本協定書、年度協定書等)	施設使用料の扱いについて確認できる自治体との協定書を提出。 ※指定管理を委託する施設の使用料を対象経費として計上する団体のみ提出。	メール	メール		提出 不要

次頁あり

提出書類

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

No.	自立 支援	マネ 支援	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄
					①	②	
					過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	①以外の団体	
22	○	○	クラブマネジャーの雇用条件等に関する規程(様式任意)	雇用条件等に関する規程が理事会等であらかじめ機関決定されているか。	メール	メール	
23	○	○	クラブマネジャーの雇用契約書(写)2種類	令和4年度雇用契約書(写)…申請時において締結しているもの 令和5年度雇用契約書案 ※ 雇用契約書に記載が必要な事項 ・ 労働契約の期間 ・ 就業場所、業務内容 ・ 賃金額、支払方法、賃金の締切 ・ 支払の時期(金融機関休業日に当たる場合の取扱いを含む。) ・ 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)	メール	メール	
24	○	○	クラブマネジャーの有償設置(雇用)が確認できる書類	令和4年度に雇用しているクラブマネジャーに係る雇用実績、賃金の支払実績及び源泉徴収の支払実績等がわかる以下の書類(申請時の6か月前からの支払実績がわかるもの)。 ・ 給与明細、銀行振込伝票、源泉徴収税払込書(いずれも写しの提出) ※ 令和4年度総合型地域スポーツクラブ活動助成を受けていない団体のみ提出。	メール	メール	提出 不要
25	○	○	クラブマネジャーの資格が確認できる書類	資格証、講習会修了証等の写し。 ※「13総合型地域スポーツクラブ活動現況確認票」<クラブマネジャー設置状況確認票>シートで選択したもののみ提出。	メール	メール	
26	○	○	総合型クラブの令和5年度活動予算書	令和5年度の予算書を提出。未作成の場合は、(案)でも可。	メール	メール	
27	○	○	クラブの定款、総合型クラブ規約など	※定款において、活動内容・方法や活動会員に関する会費の徴収等、総合型クラブの活動に関する所要の規定が記載されていない場合は、総合型クラブの規約等において別途定められているか。	メール	メール	
28	○	○	クラブの組織図、役員名簿	令和4年度の組織図、役員名簿を提出。 役員名・所属が記入されているか。 クラブの組織図内にクラブマネジャーの位置づけが記載されているか。	メール	メール	
29	○	○	直近における財務諸表(貸借対照表、損益計算書、財産目録、収支計算書等)	令和3年10月1日から令和4年9月30日までに終了している会計年度の団体全体の財務諸表を提出。 ※会計期間の記載が無いものは不可。	メール	メール	
30	○	○	総合型クラブとしてのマスタープラン	総合型クラブとしての基本理念、自立に向けた目標設定、目標達成のために必要な施策等により、長期的、総合的な視点を持ったクラブのビジョンを明らかにしているか。 作成日時が記載されているか。 具体的な数値目標や施策について記載されているか。 理事会等で議決されたことが確認できる資料を添付しているか。	メール	メール	
31	×	○	指定管理業務に係る協定書・体制図(様式任意)	指定管理業務に関する地方公共団体との協定書(写し又は案)及び役職・担当者が記された体制図(写し又は案)を添付しているか。 ※指定管理業務を地方公共団体から受けるクラブのみ提出。 ※役職・担当者が明記されている場合は、地方公共団体に提出している体制図(写)により代用することも可。	メール	メール	提出 不要
32	×	○	受託事業に係る契約書	受託事業に関する、業務委託者との契約書一式(写)が添付されているか。 ※受託事業を受けるクラブのみ提出。	メール	メール	提出 不要

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

＜総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業／クラブマネジャー設置事業＞

■申請に係る団体共通書類

※2事業を併せて申請する場合、重複する○印の書類については、1部のみ提出してください。◎印の書類については、事業ごとに提出が必要です。

No.	活動	マネ	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄	
					① 過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	② ①以外の団体		
1	○	○	様式第1 助成金交付申請書	文書番号・日付が記入されているか。 「申請者名」欄に、団体名、役職及び代表者名が正しく記入されているか。 ※提出方法②に該当する団体については、法人の印鑑証明書と同一の団体公印の押印が必須。 中央の「交付申請額」の金額が、「事業計画一覧表」や「収支予算書」の金額の合計と一致しているか。 助成対象者から申請する全事業の申請額を合算した額になっているか。 「交付申請額」は千円未満切捨ての額になっているか。	メール	紙媒体		
2	○	○	事業計画一覧表(指定様式)	該当する事業に、件数や金額が正しく記入されているか。 「助成金交付申請書」や「収支予算書」の金額と一致しているか。 助成対象者から申請する全事業を記載しているか。	メール	紙媒体 メール		
3	○	○	団体概要(指定様式)	団体名は、正式名で記入されているか。 代表者名は、役職名から記入されているか。 「所在地」は郵便物の送付を希望する住所を記入しているか。 法人番号は正しく記入されているか。	メール	紙媒体 メール		
4	○	○	スポーツくじのPR協力等に関する調査票(指定様式)	「計画」欄がすべて記入されているか。 過去に助成を受けた団体については、「実績」欄がすべて記入されているか。 「実績」欄で「○」と回答した項目について、その内容が確認できる書類(例:広報誌やHP画面の写し、写真等)が添付されているか。	メール	メール		
5	○	○	助成対象者の会計処理状況に関する調査票(指定様式)	総勘定元帳を作成している場合には、令和4年4月～令和4年9月における総勘定元帳の写し(うち仕訳を記載している箇所の1ページ目のみで可。)を添付しているか。 助成事業専用口座を開設済の場合は、専用口座の通帳等の写し(うち明細が記載されている箇所の1ページ目のみで可。)を添付しているか。 「現金取扱管理者を定めている。」を選択した場合には、新たに表示される指定の入力欄に、 現金取扱管理者の役職・氏名 を記入しているか。 現金出納帳を作成している場合には、令和4年4月～令和4年9月における現金出納帳の写し(うち仕訳を記載している箇所の1ページ目のみで可。)を添付しているか。 内部監査、外部監査を実施している場合には、前年度決算における監査意見書の写しを添付しているか。 財務状況(財務諸表)の公開でチェックしたものについて、公開状況の確認がとれる資料を添付しているか。	メール	メール		提出 不要
6	×	○	誓約書(指定様式)	※提出方法②に該当する団体については、記名及び押印又は自署が必須。 ※押印する場合は、印鑑証明書の提出も必須。 ※詳細については「誓約書チェック表」を確認すること。		紙媒体		提出 不要
7	○	○	反社会的勢力排除に関する誓約書(指定様式)	※提出方法②に該当する団体については、記名及び押印又は自署が必須。 ※押印する場合は、法人の印鑑証明書と同一の団体公印の押印が必須。 団体名は、正式名で記入されているか。 代表者名は、役職名から記入されているか。	メール	紙媒体		提出 不要
8	○	○	スポーツ・インテグリティ、スポーツとSDGs及びスポーツ振興くじの普及・啓発に関する動画視聴について(指定様式)	3種類の動画を視聴したか。 (3種類すべての動画を視聴した上で記入すること。) 団体名は、正式名で記入されているか。 代表者名は、役職名から記入されているか。	メール	メール		提出 不要
9	○	○	スポーツガバナンスコード一般スポーツ団体向け「自己説明・公表確認書」(指定様式)	JSCが設置する自己説明入力サイト「スポーツガバナンスウェブサイト」からダウンロードした「自己説明・公表確認書」を添付しているか。 (https://www.jpn-sport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/966/Default.aspx)	メール	メール		提出 不要
10	○	○	クラブの定款、総合型クラブ規約など	※定款において、活動内容・方法や活動会員に関する会費の徴収等、総合型クラブの活動に関する所要の規定が記載されていない場合は、総合型クラブの規約等において別途定められているか。	メール	メール		提出 不要
11	○	○	クラブの組織図、役員名簿	令和4年度の組織図、役員名簿を提出。 役職員名・所属が記入されているか。 クラブの組織図内にクラブマネジャーの位置づけが記載されているか。 ※法人の一部門として総合型クラブが組織されている場合は、法人の組織図に加え、総合型クラブの組織図を提出。	メール	メール		提出 不要
12	○	○	法人の事業概況説明書	法人設立から現在までの沿革、最近における事業の内容・規模が記入されているか。	メール ※直近の交付決定(又は交付内定)を受けた年度に提出した内容から変更がある場合のみ提出	メール		提出 不要
13	○	○	法人の登記簿謄本(原本)	法人登記簿謄本(原本)は3か月以内のものであるか。	紙媒体 ※直近の交付決定(又は交付内定)を受けた年度に提出した内容から変更がある場合のみ提出	紙媒体		提出 不要
14	○	○	直近における財務諸表(貸借対照表、損益計算書、財産目録、収支計算書等)	令和3年10月1日から令和4年9月30日までに終了している会計年度の団体全体の財務諸表を提出。 ※会計期間の記載が無いものは不可。	メール	メール		提出 不要

※(5)～(14)の書類については、令和5年度スポーツ振興くじ助成金(当初募集)の申請時に提出済みで、内容に変更がない場合は、提出する必要はありません。

次頁あり

提出書類

追加募集の手引【総合型地域スポーツクラブ活動助成】

■申請に係る事業別書類

※メール提出の場合は、事業毎にフォルダ分けの上、必要書類を提出してください。

※紙媒体での提出の場合は、事業毎に必要な書類をまとめて提出してください。

No.	活動	マネ	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄	
					①	②		
					過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	①以外の団体		
15	◎	◎	事業計画書(指定様式)	「実施期間」が令和5年度内の日付になっているか。 2事業を併せて申請する場合、それぞれ異なる事業名としているか。	メール	紙媒体 メール		
16	◎	◎	収支予算書(指定様式)	収入額と支出額が一致しているか。 「くじ助成金」は千円未満切捨ての額になっているか。 「団体名」は、団体概要に記入した団体名と同じになっているか。 「事業名」は、事業計画書に記入した事業名と同じになっているか。	メール	紙媒体 メール		
17	◎	◎	経費内訳表(指定様式)	科目、内容、単価、単位が漏れなく記入されているか。 規程等の単価に基づき記入されているか。	メール	紙媒体 メール		
18	○	○	総合型地域スポーツクラブ活動現況確認票(指定様式)	＜活動現況確認票＞ 総合型クラブ規約、総会議事録など総合型クラブとしての設立年月日が確認できる書類を添付しているか。 ＜令和4年度活動実績＞ 参加者人数を記入しているか。 ＜令和5年度活動計画＞ 助成対象とする教室を選択しているか。 ＜クラブマネジャー設置状況確認票＞ クラブマネジャー(正)・(副)それぞれについて作成しているか。 令和4年度雇用契約書等の内容と整合性が取れているか。	メール	メール		
19	○	○	クラブの活動実績が確認できる書類	「18.総合型地域スポーツクラブ活動現況確認票」＜令和4年度活動実績＞の記載例シートに記載された提出書類を確認の上、提出。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動実績の要件を満たすことができない場合は、そのことを示す理由書を提出。(任意様式) 活動実績の要件を満たすことができない理由を証する客観的な資料を添付。(例:新型コロナウイルス感染症拡大前に利用していたスポーツ施設の利用休止期間を示すホームページの画面等)	メール	メール		提出 不要
20	○	○	自治体補助金等の受給実績に関する調査票(指定様式)	都道府県所管課、市町村所管課を記載しているか。 自治体補助金等を活用したことがある場合には、活用した制度の内容が確認できる書類(規程、募集要項等)を添付しているか。 ※総合型地域スポーツクラブ活動助成に初めて申請する団体のみ提出。	メール	メール		提出 不要
21	○	○	クラブの共同運営に関する調査票(指定様式)	記入漏れがないか。	メール	メール		
22	○	×	積算内訳根拠書類	経費内訳表に計上した役務請負経費(スポーツ用具費、雑役務費、印刷製本費、借料及び損料等)のうち、積算内訳(単価、数量等)が明記されていない経費がある場合(「一式〇〇万円」等の場合は、積算内訳がわかるもの(見積書等)を提出。(過去の実績でも可。)) ※役務請負経費を対象経費に計上する団体のみ提出。 ※積算内訳(単価、数量等)が明記されている経費であっても、必要に応じて積算内訳がわかるものの提出を求める場合があります。	メール	メール		提出 不要
23	○	×	自治体と締結する協定書(基本協定書、年度協定書等)	施設使用料の扱いについて確認できる自治体との協定書を提出。 ※指定管理を受託する施設の使用料を対象経費として計上する団体のみ提出。	メール	メール		提出 不要
24	○	○	クラブマネジャーの雇用条件等に関する規程(様式任意)	雇用条件等に関する規程が理事会等であらかじめ機関決定されているか。	メール	メール		
25	○	○	クラブマネジャーの雇用契約書(写)2種類	令和4年度雇用契約書(写)…申請時において締結しているもの 令和5年度雇用契約書案 ※ 雇用契約書に記載が必要な事項 ・ 労働契約の期間 ・ 期間更新の基準(期間の定めがある場合) ・ 就業場所、業務内容 ・ 従事時間(超過勤務の有無、休憩、休日等) ・ 賃金額、支払方法、賃金の締切 ・ 支払の時期(金融機関休業日に当たる場合の取扱いを含む。) ・ 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)	メール	メール		
26	○	○	クラブマネジャーの有償設置(雇用)が確認できる書類	令和4年度に雇用しているクラブマネジャーに係る雇用実績、賃金の支払実績及び源泉徴収の支払実績等がわかる以下の書類(申請時の6か月前からの支払実績がわかるもの)。 ・ 給与明細、銀行振込伝票、源泉徴収税払込書(いずれも写しの提出) ※ 令和4年度総合型地域スポーツクラブ活動助成を受けていない団体のみ提出。	メール	メール		提出 不要
27	○	○	クラブマネジャーの資格が確認できる書類	資格証、講習会修了証等の写し ※クラブマネジャー(正)のみ ※「18.総合型地域スポーツクラブ活動現況確認票」＜クラブマネジャー設置状況確認票＞シートで選択したもののみ提出。	メール	メール		
28	○	○	総合型クラブの令和5年度活動予算書	令和5年度の予算書を提出。未作成の場合は、(案)でも可。	メール	メール		
29	○	○	総合型クラブとしてのマスタープラン	総合型クラブとしての基本理念、自立に向けた目標設定、目標達成のために必要な施策等により、長期的、総合的な視点を持ったクラブのビジョンを明らかにしているか。 作成日時が記載されているか。 具体的な数値目標や施策について記載されているか。 理事会等で議決されたことが確認できる資料を添付しているか。	メール	メール		
30	×	○	指定管理業務に係る協定書・体制図(様式任意)	指定管理業務に関する地方公共団体との協定書(写し又は案)及び役職・担当者が記された体制図(写し又は案)を添付しているか。 ※指定管理業務を地方公共団体から受けるクラブのみ提出。 ※役職・担当者が明記されている場合は、地方公共団体に提出している体制図(写)により代用することも可。	メール	メール		提出 不要
31	×	○	受託事業に係る契約書	受託事業に関する、業務委託者との契約書一式(写)が添付されているか。 ※受託事業を受けるクラブのみ提出。	メール	メール		提出 不要

提出書類

12 助成対象事業別の要件等

《Ⅱ スポーツ団体スポーツ活動助成》

概 要

スポーツ団体スポーツ活動助成は、スポーツ団体がスポーツの振興のために行う事業に対して助成することにより、生涯にわたる豊かなスポーツライフのための環境づくりと、競技水準の向上を図ることを目的としています。

◆ 募集の対象となる事業は、次に掲げる事業とします。

事 業	概 要
1 スポーツ活動推進事業 地域のスポーツからトップレベルのスポーツまで、幅広くスポーツ活動を推進するために行う次に掲げる事業	
(1) マイクロバスの設置	マイクロバスを設置することにより、スポーツ活動に参加する者の利便性の向上等を図る事業

審査の視点

提出された交付申請書は、次の助成対象事業細目ごとの審査項目により審査を行います。
なお、全事業共通の助成対象者及び助成事業に関する要件及び審査の視点については、6～13 ページをご確認ください。

助成対象事業細目	審査項目	審査の視点
マイクロバスの設置	利用計画	バス取得後の申請団体のスポーツ活動における年間利用 予定日数

助成対象事業となる要件、助成対象経費及び助成金の額の算定方法等

(1) マイクロバスの設置

ア 助成対象事業

(ア) 助成の対象となる事業は、乗車定員29名のマイクロバスを設置することにより、助成対象者が実施するスポーツ活動に参加する者の利便性の向上等を図る事業とします。

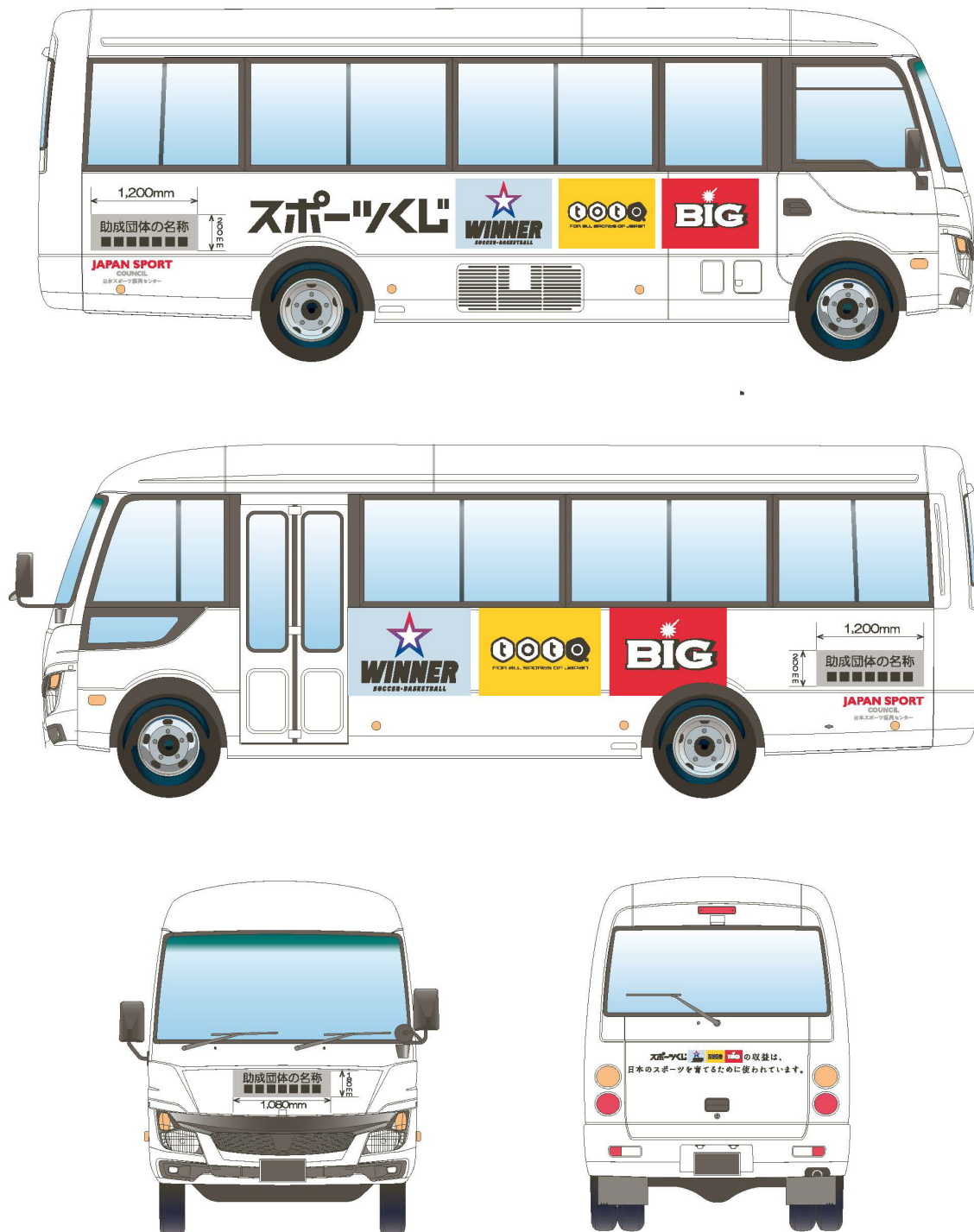
※ マイクロバスの運用については、道路運送法等の法令が遵守されている必要があります。

(イ) (ア)にかかわらず、次に掲げる場合は助成の対象となりません。

- ① 過去にマイクロバスの設置事業の助成金を受けている場合（2台目を申請する場合）
- ② 自団体のスポーツ活動でのマイクロバスの運行予定日数が、年間48日に満たない場合
- ③ スポーツ活動での使用日数が、スポーツ活動以外での使用日数を下回る場合
- ④ 自団体のスポーツ活動での使用日数が、他団体への貸出日数を下回る場合

追加募集の手引【スポーツ団体スポーツ活動助成】

(ウ) マイクロバスのデザイン（案）は、以下のイメージとなります。



※ 助成団体の名称欄は、3か所（正面及び左右側面）とし、少なくとも右側面には法人の登記簿上の名称（申請団体名）を入れること。正面及び左側面については、自由に設定（広告は除く。）できるものとする。

※ 助成団体の名称欄については、前面：1 8 0 mm×1, 0 8 0 mm、側面：2 0 0 mm×1, 2 0 0 mm程度とすること

イ 助成対象者

(ア) 助成の対象となる者は、次に掲げる団体とします。

- ① J S P O
- ② J O C
- ③ 日レク
- ④ J P S A
- ⑤ J A D A
- ⑥ J S A A
- ⑦ ①、②又は③の加盟団体
- ⑧ 法人格を有する④又は J P C の加盟団体
- ⑨ ①から⑧以外で、非営利法人であるスポーツ団体（令和 3 年 4 月 1 日以前に法人が設立されている団体に限る。）

(イ) (ア) にかかわらず、直近の財務諸表において、債務超過にある団体は、助成対象者となりません。

ウ 助成対象経費

(ア) 助成対象となる経費は、備品費とします。（オプションを除く車両本体価格。ただし、マイクロバスのラッピング経費を含む。）

⇒「収支予算書の助成対象経費総額（A）」欄に記載する経費となります。

なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご確認ください。

(イ) 1 件当たりの助成対象経費限度額は、実施要領別表「助成対象経費の基準等」により算出した額の合計額とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。

(ウ) 1 件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、5, 0 0 0 千円とします。

⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（C）」欄には、（イ）により算出した額と 5, 0 0 0 千円のいずれか低い額を記載することとなります。

エ 助成金の額

1 件当たりの助成金の額は、ウにより算出した助成対象経費限度額に 5 分の 4 を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とします。

⇒助成金の限度額は、4, 0 0 0 千円となります。

なお、1 件当たりの助成金の確定額は、配分された助成金の額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に 5 分の 4 を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。

オ その他

(ア) マイクロバスの仕様は、下記の要件を満たしたうえで助成対象者が定めること。

- ① 新車の購入であること
- ② ボディタイプは、ロングボディであること（標準仕様で 2 9 名が乗車可能なマイクロバスを想定）
- ③ J S C が指定するラッピングデザインをマイクロバスに施すこと（原則として、車体の色は白系色とすること）
- ④ 安全装置を装備すること（アンチロックブレーキシステム、アクセルインターロック、ハ

追加募集の手引【スポーツ団体スポーツ活動助成】

イマウントストップランプ等)

(イ) マイクロバスの調達にあたっては、競争性が担保される入札等により業者を決定すること。

ただし、入札できない場合は、2 者以上の見積書を徴取し購入金額の妥当性を担保すること。

(ウ) 交付の決定の際は、J S C と助成事業者との間において別に定める助成金交付契約書を締結するものとします。

※ 助成金交付契約書の締結が助成金交付の条件となりますので、契約書の内容をあらかじめ確認した上で交付申請を行ってください。

(エ) 助成対象期間内（年度内）に納車すること。

なお、助成金の概算払は、契約金額のうち、助成事業者の自己負担分を業者に納入した助成業者に限り行いますので、計画性をもって資金の確保をするようご注意ください。

(オ) 「自家用マイクロバスを使用して、有償で運送すること」、「自家用マイクロバスを、業として有償で貸し渡すこと」は、道路運送法第 7 8 条、第 8 0 条第 1 項の規定等により、原則として禁止されています。貸出等を計画している場合は、道路運送法等に適合した計画であるか、管轄の地方運輸局にご確認ください。

(カ) 助成事業者は、J S C の求めに応じて、財産処分制限年限期間中の各年度のマイクロバスの活用状況を J S C に対して報告することになります。交付申請の内容に沿った適切な管理、運用等が実施されていないことが確認された場合は、助成金交付要綱及び関係規程に基づき、助成金の交付決定の取消し等を行う場合もありますので、ご注意ください。

助成金交付契約書（案）

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「甲」という。）と《助成事業者名》（以下「乙」という。）とは、甲が行う「スポーツ振興くじ助成金」（以下「助成金」という。）の交付に関し、以下の条項によって助成金交付契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、本契約において使用される用語は、別段の記載がなされない限り、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領（以下「実施要領」という。）及び独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第6条及び第11条に定める助成金に係る助成対象財産処分取扱要領（以下「処分要領」という。）において定義された意味と同一の意味を有するものとする。

本契約の証として本書1通を作成し、当事者記名押印の上、本書の写しを甲が、本書を乙が保有するものとする。

令和《年》年《月》月《日》日

甲 東京都新宿区霞ヶ丘町4番1号
契約担当役
独立行政法人日本スポーツ振興センター
理 事 長 芦 立 訓 ⑩

乙 《所在地》
《助成事業者名》
《代表者役職・氏名》 ⑩

追加募集の手引【スポーツ団体スポーツ活動助成】

（目的）

第1条 甲は、乙が行うスポーツ活動に参加する者の利便性の向上等を図ることを目的として、乙が行う事業に対し助成金を交付することとし、乙はこれを受諾する。

（助成事業名等）

第2条 乙が行う助成事業は、次の各号に掲げるものとする。

（1）助成事業の名称

令和5年度マイクロバス設置事業

（2）助成事業の内容及び要する経費

第（1）号に係る助成金交付申請書 別紙 事業計画書及び収支予算書 記載のとおり

（3）助成事業の実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（4）助成金の交付決定額

金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也

（助成事業の実施）

第3条 乙は、法令及び本契約に定めるもののほか、交付要綱、実施要領、甲から受領した助成金交付決定通知書を遵守して前条の助成事業を実施する。

（助成金交付の前提条件）

第4条 乙は、助成金の交付を受けるに当たっては、次の各号に掲げる書類を甲に提出しなければならない。

（1）助成金交付申請書提出日以前の3か月以内に作成・発行された乙の登記事項証明書（履歴事項証明書）

（2）乙の定款その他これに相当するもの

（3）乙が第2条の助成事業の助成対象経費により取得したマイクロバス（以下「車両」という。）の映像写真

（4）助成事業の実施に係る取引の際に締結した契約書の写し

（5）助成事業の実施に係る取引において契約の相手方が乙に提出した履行の完了を報告した書類（以下「納品書」という。）及び代金支払請求書の写し

（6）（5）の代金支払請求書に基づき当該代金を支払った場合は、当該支出を証する書類の写し

2 甲は、乙が提出した前項の各号に掲げる書類の形式及び内容について充足していることを認めた場合において、交付要綱第12条及び同第13条の規定により助成金を交付する。

追加募集の手引【スポーツ団体スポーツ活動助成】

(助成金の額の確定及び交付)

第5条 甲が交付する助成金の額は、第2条第(4)号の交付決定額を超えない範囲内とする。

2 甲は、交付要綱第13条の規定により前項の助成金の額を確定する。助成金の確定額の算定基礎となる助成対象経費の算出は、交付要綱、実施要領及び令和5年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引の規定により行う。

3 乙は、前項の助成金の額の確定について、乙が支出した助成対象事業に要した経費が助成対象経費に該当しない場合又は支出内容を証する書類に不備があり若しくは支出内容が確認できない場合、甲が当該経費を助成対象経費から除外して助成金の額を確定することを承諾するものとする。

4 甲は、前各項に基づき確定した金額の助成金を乙に交付する。

(助成金の使途)

第6条 乙は、甲から交付された助成金について第2条第(2)号の助成対象経費に充当する。

(約定事項)

第7条 本契約の一般的約定事項は、本契約において特別の定めのない限り、交付要綱及び実施要領によるものとする。

2 乙は、交付要綱及び実施要領の解釈に関し疑義が生じた場合には、書面をもって甲に意見を求めるものとし、甲は、速やかに乙に対し書面をもって回答を行うものとする。

(乙による表明及び保証)

第8条 乙は、本契約をもって甲に対し助成事業の実施期間及び本契約の期間が満了するまでのいずれの時点においても次の各号に掲げる事項が真実に相違ないことを表明及び保証する。

(1) 乙は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立された法人であること。

(2) 乙は、本契約締結及び履行に関する権利能力を有し、乙による本契約の締結及び履行並びに本契約に基づく取引は、乙の定款の目的の範囲内の行為であり、乙はこれらについて、法令等、又は乙の定款、約款、規約若しくはその他内部規則（以下「定款等」という。）において必要とされる全ての手続きを完了していること。

(3) 乙による本契約の締結及び履行並びに本契約に基づく取引は、次のいずれにも該当するものではないこと。

ア 乙を拘束する法令等に違反する行為

イ 乙の定款等に違反する行為

ウ 乙と第三者との間による乙又は乙の財産の拘束に関する契約に違反する行為

(4) 乙を代表して本契約に記名及び捺印する者は、法令等及び乙の定款等で必要とされる手続きに基づき、乙を代表として本契約に記名及び捺印する権限を付与されていること。

追加募集の手引【スポーツ団体スポーツ活動助成】

(5) 乙は、助成対象事業の実施に際し、助成対象事業に要する経費の総額から甲が交付する助成金の額を差し引いた額（以下「自己調達額」という。）を法令等又は乙の定款等に違反することなく準備することが可能であること。

2 甲は、乙が第1項の各号に掲げるいずれかにおいて真実に相違する場合は、交付要綱の規定に違反があるものとして、直ちに交付要綱第15条第1項の規定により本契約に係る助成金の交付決定を取り消すことができる。

(資金調達計画の遵守)

第9条 乙は、助成金交付申請書 別紙 収支予算書に記載した助成対象事業に要する経費に係る自己調達額の調達計画を遵守するものとする。

2 乙は、前項の調達計画に変更がある場合は、速やかに書面により甲に報告し、その承認を受けるものとする。

(資産制限条項)

第10条 乙は、本契約期間内において、次の各号に掲げるいずれかに該当する事項を行うときは、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならない。

- (1) 解散、合併（合併に伴い消滅する場合を含む。）その他の組織再編又は変更
- (2) 経営若しくは運営に重大な影響を及ぼす可能性のある事業若しくは資産の第三者への譲渡又は譲受

(地位譲渡)

第11条 乙は、本契約上の地位又は権利義務を第三者に譲渡するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならない。

2 乙が車両について第13条第3項の処分を行わずに前条第1号の解散又は合併に伴う消滅となった場合においては、当該車両を帰属又は承継した者が本契約上の地位又は権利義務を譲受した者とみなす。

(財産の管理)

第12条 乙は、車両を法令の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって管理し、第1条の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 乙は、前項の車両の管理及び運用において、車両の運行状況（使用日、使用目的、乗車人数、発地、着地、走行距離、貸出の状況等）を記載した帳簿を備え、報告すべき事由が生じたとき、又は、甲の求めに応じてその状況を報告しなければならない。

3 乙は、車両の架装について、甲の承認なく加工し、又は、除去してはならない。

4 乙は、車両の架装によるスポーツくじに関するデザインの全部又は一部が損なわれたときは、甲にその旨報告し、指示に従う。

追加募集の手引【スポーツ団体スポーツ活動助成】

（財産処分の制限）

第13条 乙は、車両を実施要領第12条第（2）号に定める期間（以下「処分制限期間」という。）内において、甲の承認なく第1条の目的に反して使用し、又は、甲の承認なく譲渡し、交換し、貸付け、若しくは担保に供してはならない。

2 甲は、前項に基づく乙からの承認申請があった場合においては、処分要領に基づき承認を行う。

3 乙が、解散及び清算手続に伴い当該車両を第三者に処分する場合についても、前2項の規定を適用する。

（第三者の賠償）

第14条 乙は、乙の車両の使用又は管理に起因して第三者に損害を及ぼした場合又は第三者との間に紛争が生じた場合において、当該第三者との折衝及び損害賠償その他必要な措置が生じたときは、すべて乙の責任においてこれを解決するものとする。

（契約期間）

第15条 本契約の有効期間は、令和5年《月》月《日》日（※契約年月日を記載）から令和12年3月31日までとする。

（反社会的勢力の排除）

第16条 乙は、本契約をもって甲に対し次の各号に掲げる者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

（1）公序良俗に反する団体に属する者又は関係のある者

（2）集团的又は常習的に暴力的行為等を行うことを助長する虞のある団体に属する者又はこれらの者と取引のある者

（3）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年12月7日法律第147号。その後の改正を含む。）に基づき処分を受けた団体に属する者又はこれらの者と取引のある者

（4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号。その後の改正を含む。）に定める性風俗関連特殊営業を行う者若しくは風俗営業を行う者又はこれらの者と取引のある者若しくはこれらのために貸室部分等を利用しようとする者

（5）組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年8月18日法律第136号。その後の改正を含む。）に定める犯罪収益等隠匿若しくは犯罪収益等收受を行い、若しくは行っている疑いのある者又はこれらの者と取引のある者

（6）貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号。その後の改正を含む。）に定める取立て制限者又はこれらに類する者

追加募集の手引【スポーツ団体スポーツ活動助成】

(7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年3月31日法律第22号。その後の改正を含む。）に定める本人確認に応じない者

2 乙は、本契約をもって甲に対し次の各号に掲げる行為について自らが行わないこと及び第三者を利用して行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲は、乙若しくは乙の行為が前2項の各号のいずれかに該当し、又は乙が第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したことにより、本契約を継続することが不適切であると判断したときは、乙に対し催告を行うことなく本契約を解除することができる。この場合、甲は、乙が交付要綱の規定に違反があるものとして、直ちに交付要綱第15条第1項の規定により本契約に係る助成金の交付決定を取り消す。

(交付の決定の取消し及び助成金の返還)

第17条 甲は、第8条第2項又は第16条第3項の助成金の交付決定の取消のほか、乙が本契約のいずれかの条項に違反したことが判明したことにより、本契約を継続することが不適切であると判断したときは、直ちに、催告を行うことなく本契約を解除するとともに、交付要綱の規定に違反があるものとして、交付要綱第15条第1項の規定により本契約に係る助成金の交付決定を取り消すことができる。

2 乙は、甲が前項の交付決定の取消を行ったときは、甲からの請求により、甲に対する本契約に係る一切の債務の期限の利益を失い、交付要綱第16条の規定により甲から命令された助成金の返還額及び交付要綱第17条の規定による加算金の納付を行う。

(準拠法及び合意管轄)

第18条 本契約の準拠法は日本法とし、甲及び乙は、本契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第19条 本契約に定めのない事項についてこれを定める必要があるときは、甲乙間において協議して定めるものとする。

追加募集の手引【スポーツ団体スポーツ活動助成】

提出書類

<スポーツ活動推進事業（「マイクロバスの設置」）>

■申請に係る団体共通書類

No.	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄
			① 過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	② ①以外の団体	
1	様式第1 助成金交付申請書	文書番号・日付が記入されているか。 「申請者名」欄に、団体名、役職及び代表者名が正しく記入されているか。 ※提出方法②に該当する団体については、法人の印鑑証明書と同一の団体公印の押印が必須。 中央の「交付申請額」の金額が、「事業計画一覧表」や「収支予算書」の金額の合計と一致しているか。 助成対象者から申請する全事業の申請額を合算した額になっているか。 「交付申請額」は千円未満切捨ての額になっているか。	メール	紙媒体	
2	事業計画一覧表(指定様式)	該当する事業に、件数や金額が正しく記入されているか。 (「助成金交付申請書」や「収支予算書」の金額と一致しているか。) 助成対象者から申請する全事業を記載しているか。	メール	紙媒体 メール	
3	団体概要(指定様式)	団体名は、正式名で記入されているか。 代表者名は、役職名から記入されているか。 「所在地」は郵便物の送付を希望する住所を記入しているか。 法人番号は正しく記入されているか。	メール	紙媒体 メール	
4	スポーツくじのPR協力等に関する調査票(指定様式)	「計画」欄がすべて記入されているか。 過去に助成を受けた団体については、「実績」欄がすべて記入されているか。 「実績」欄で「○」と回答した項目について、その内容が確認できる書類(例:広報誌やHP画面の写し、写真等)が添付されているか。	メール	メール	
5	助成対象者の会計処理状況に関する調査票(指定様式)	総勘定元帳を作成している場合には、令和4年4月～令和4年9月における総勘定元帳の写し(うち仕訳を記載している箇所の1ページ目のみで可。) 助成事業専用口座を開設済の場合は、専用口座の通帳等の写し(うち明細が記載されている箇所の1ページ目のみで可。)を添付しているか。 「現金取扱管理者を定めている。」を選択した場合には、新たに表示される指定の入力欄に、 現金取扱管理者の役職・氏名 を記入しているか。 現金出納帳を作成している場合には、令和4年4月～令和4年9月における現金出納帳の写し(うち仕訳を記載している箇所の1ページ目のみで可。)を添付しているか。 内部監査、外部監査を実施している場合には、前年度決算における監査意見書の写しを添付しているか。 財務状況(財務諸表)の公開でチェックしたものについて、公開状況の確認がとれる資料を添付しているか。	メール	メール	提出 不要
6	誓約書(指定様式)	※提出方法②に該当する団体については、記名及び押印又は自署が必須。 ※押印する場合は、印鑑証明書の提出も必須。 ※詳細については「誓約書チェック表」を確認すること。		紙媒体	提出 不要
7	反社会的勢力排除に関する誓約書(指定様式)	※提出方法②に該当する団体については、記名及び押印又は自署が必須。 ※押印する場合は、法人の印鑑証明書と同一の団体公印の押印が必須。 団体名は、正式名で記入されているか。 代表者名は、役職名から記入されているか。	メール	紙媒体	提出 不要
8	スポーツ・インテグリティ、スポーツとSDGs及びスポーツ振興くじの普及・啓発に関する動画視聴について(指定様式)	3種類の動画を視聴したか。 (3種類すべての動画を視聴した上で記入すること。) 団体名は、正式名で記入されているか。 代表者名は、役職名から記入されているか。	メール	メール	提出 不要
9	スポーツガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞自己説明・公表確認書(指定様式)	JSCが設置する自己説明入力サイト「スポーツガバナンスウェブサイト」からダウンロードした『自己説明・公表確認書』を添付しているか。 (https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyomu/tabid/966/Default.aspx)	メール	メール	提出 不要

次頁あり

提出書類

追加募集の手引【スポーツ団体スポーツ活動助成】

No.	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄	
			①	②		
			過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	①以外の団体		
10	法人の定款		メール ※直近の交付決定(又は交付内定)を受けた年度に提出した内容から変更がある場合のみ提出	メール	提出	不要
11	法人の組織一覧表	法人の組織図及びそれぞれの部署に属する役員名が記入されているか。	メール ※直近の交付決定(又は交付内定)を受けた年度に提出した内容から変更がある場合のみ提出	メール	提出	不要
12	法人の事業概況説明書	法人設立から現在までの沿革、最近における事業の内容・規模が記入されているか。	メール ※直近の交付決定(又は交付内定)を受けた年度に提出した内容から変更がある場合のみ提出	メール	提出	不要
13	法人の登記簿謄本(原本)	法人登記簿謄本(原本)は3か月以内のものであるか。	紙媒体 ※直近の交付決定(又は交付内定)を受けた年度に提出した内容から変更がある場合のみ提出	紙媒体	提出	不要
14	直近における財務諸表(貸借対照表、損益計算書、財産目録、収支計算書等)	令和3年10月1日から令和4年9月30日までに終了している会計年度の団体全体の財務諸表を提出。 ※団体の定款で規定する全ての書類を提出すること。 ※会計期間の記載が無いものは不可。	メール	メール	提出	不要
15	直近の会計年度中の事業報告書(指定様式)	※手引6～7ページに記載する「助成対象者」のうち④に該当する団体のうち、初めてスポーツ振興くじ助成を受ける団体で、「スポーツ団体スポーツ活動助成／スポーツ活動推進事業」を申請する場合のみ提出。 令和3年10月1日～令和4年9月30日までに終了している直近の会計年度中に実施した主催事業のみを記載しているか。 ※直近に終了した会計年度においては実績を有しないものの、直近の会計年度の終了後から令和4年9月30日までに実績を有する場合は、当該実績を記載しているか。 (共催、主管、協賛、協力等の事業は事業報告書に記載しないこと。) 記載した事業の主催実績が確認できる資料(対外的に公表している要項やチラシ等)を添付しているか。 ※資料に主催者名が明記されていない場合、又は助成対象者が主催者でない場合(共催、主管、協賛、協力等である場合)は、主催実績として認められません。	—	メール	提出	不要
16	アンチ・ドーピング活動書類 ※JADA加盟団体のみ提出。	アンチ・ドーピング教育・啓発活動 年間計画を提出。(指定様式) アンチ・ドーピング委員会の組織図を提出。(様式任意)	メール	メール	提出	不要

※(5)～(16)の書類については、令和5年度スポーツ振興くじ助成金(当初募集)、スポーツ振興基金助成金又は競技強化支援事業助成金の申請時に提出済み、内容に変更がない場合は、提出する必要はありません。

■申請に係る事業別書類

※メール提出の場合は、事業毎にフォルダ分けの上、必要書類を提出してください。

※紙媒体での提出の場合は、事業毎に必要な書類をまとめて提出してください。

No.	提出書類	チェック内容	提出方法		提出 チェック欄	
			①	②		
			過去5年間 (H30年度～R4年度) に、各助成金の交付決定 (又は、交付内定)を 受けたことがある団体	①以外の団体		
17	事業計画書(指定様式)	「実施期間」が令和5年度内の日付になっているか。	メール	紙媒体 メール		
18	収支予算書(指定様式)	収入額と支出額が一致しているか。 「くじ助成金」は千円未満切捨ての額になっているか。 「団体名」は、団体概要に記入した団体名と同じになっているか。 「事業名」は、事業計画書に記入した事業名と同じになっているか。	メール	紙媒体 メール		
19	予定車種及び概算金額が確認できる資料	「カタログ等の写し」と、「概算見積書の写し」の両方が添付されているか。 積算内訳(予定車種、車体価格、ラッピング費、オプション装備等)が具体的に記入されているか。 納期または納車までに要する期間等が記入され、年度内に納品が可能なが確認できるか。	メール	メール		

助成対象経費の基準等

【労務を行った個人に対する報酬（謝金・賃金等）】
 実施期間内の労務に要する経費 ※会社等事業者に請け負わせたものは雑役務費となります。

労務の内容	支給対象者	支出科目	単位	基準単価
タレント発掘・一貫指導育成事業、身体・運動能力特性に基づくタレント発掘・育成事業（労務日当）	強化スタッフ、トレーナー・管理栄養士・帯同審判員・看護師	諸謝金	日	30,000円
	ドクター			50,000円
	支援スタッフ・競技パートナー・介助者			10,000円
スポーツ教室・講習会に係る実技指導・助言	スポーツ指導者、審判員、スポーツトレーナー	諸謝金	日	10,000円
	トップアスリートの実技指導を主とした出演（日本代表選手・監督・コーチを原則とする。）		日	100,000円
会議出席	会議等出席者	諸謝金	回	10,000円
総合型地域スポーツクラブマネジメント	クラブマネジャー（正）※別に定めるクラブマネジャー有資格者等	賃金	月（週休2日、1日8時間相当）	220,000円
			日（上記を上限とする。）	10,000円
	※有資格者等のクラブマネジャー（正）が配置されるまで（助成初年度）		月（週休2日、1日8時間相当）	202,400円
			日（上記を上限とする。）	9,200円
	クラブマネジャー（副）※別に定めるクラブマネジャー有資格者等		月（週休2日、1日8時間相当）	184,800円
			日（上記を上限とする。）	8,400円
総合型地域スポーツクラブ育成指導等	クラブアドバイザー等	諸謝金 賃金	月（週休2日、1日8時間相当）	374,000円
			日（上記を上限とする。）	17,000円
講演・講義（専門的テーマ等による講話・資料を使用して行う解説等）	講演・講義講師 ※補助者はスタッフ謝金	諸謝金	日	24,000円
発表	発表者・パネリスト	諸謝金	日	14,000円

【労務を行った個人に対する報酬（謝金・賃金等）】
 実施期間内の労務に要する経費 ※会社等事業者に請け負わせたものは雑役務費となります。

労務の内容		支給対象者	支出科目	単位	基準単価
データ分析		調査データ等集計員	諸謝金	日	10,000円
		データ等分析員 （専門的知識を有する者）		日	15,000円
スポーツ教室、大会等に係る行事運営 （実働日に限る。）		大会役員・スタッフ・審判員・トレーナー	諸謝金	日	10,000円
		医師		日	50,000円
		看護師		日	10,000円
司会・コーディネーター ※請負の場合は雑役務費		アナウンサー （専門的能力を有する者）	諸謝金	日	80,000円
通訳 （手話通訳を含む。） ※請負の場合は雑役務費	国際大会 国際会議	通訳者 （専門的能力を有する者）	諸謝金	日	100,000円
	その他			日	50,000円
翻訳	外国語 →日本語	翻訳者	諸謝金	枚 （400字／200ワード）	4,000円
	日本語 →外国語			枚 （400字／200ワード）	6,000円
ドーピング・コントロール		代表立会人 （NF Representative）	諸謝金	日	10,000円
スポーツ仲裁・調停等		仲裁人・調停人・忌避委員会委員	諸謝金	回	55,000円
		（緊急仲裁等の特別な事情がある場合のみ）			110,000円
		仲裁調停専門委託員			21,000円
原稿執筆		原稿作成者	諸謝金	枚（日本語400字）	1,800円
				頁（グラビア、イラスト）	5,000円
		インタビュー対象者		枚（日本語400字）	1,800円

【旅費】 助成事業の従事等に係る実施期間内の旅行に要する経費 ※実費弁償が原則となります。

種別・支出科目細目		旅費算出基準
国内		
旅費	旅費	旅行に要する経費
	交通費	出発地～用務地間の駅・バス停等を起点・終点として算出 ※原則、最も経済的な経路を対象とする。
	鉄道賃	次のア～オの合計額 ア 旅客運賃 イ 普通急行料金 ウ 特別急行列車料金 エ 新幹線特別急行列車料金 オ 座席指定料金 ※ 特別車両（グリーン車等）に係る料金は対象となりません。
	船 賃	次のア～イの合計額 ア 旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。） イ 座席指定料金を徴する船舶の場合には、座席指定料金 ※ 特別客室等に係る料金は対象となりません。
	航空賃	現に支払った旅客運賃（空港施設利用料、発券手数料、超過手荷物料金を含む。） 運賃の等級を二以上の階級に区分する航空機の場合は、最下位の級の運賃
	車 賃	次のアまたはイのいずれかの額 ア 現に支払った旅客運賃（タクシーについては、必要その他やむを得ない場合のみ対象） イ 公共交通機関以外を利用した旅行1kmにつき37円を上限とし算定した額（1km未満の端数切捨て） 道路通行料金、駐車場代については、イに含めず現に支払った額とする。
	日 当 （旅行雑費）	定額 コーチ等（1日につき2,000円を超えない額） 選手 （1日につき1,000円を超えない額） ※「タレント発掘・一貫指導育成事業（タレント発掘・一貫指導育成）」に限り対象経費となります。
	宿泊費	1泊につき上限12,000円 ※「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」において、選手の栄養管理を行っている食事については、雑役務費（管理栄養費）となります。 ※スポーツ教室・大会等について、原則、助成事業実施日及び実施日の前後それぞれ1日の労務（会場設営撤去等）に係る宿泊費に限り対象経費となります。

【渡航費・滞在費】 助成事業の従事等に係る実施期間内の旅行に要する経費 ※実費弁償が原則となります。

種別・支出科目細目		旅費算出基準
外国 旅費	渡航費	渡航に要する経費
		交通費
		航空賃 現に支払った旅客運賃 運賃の等級を二以上の階級に区分する航空機の場合は、最下位の級の運賃 ただし、「ドーピング防止情報提供事業」「スポーツ仲裁等事業」「国際スポーツ会議開催事業」「国際競技大会開催助成」に限り、役員（理事以上）として旅行する必要がある者については、職務の級相当に応じて直近上位の級の運賃とすることができるものとする。
		鉄道賃 助成事業者の旅費規程に基づく現に支払った額
		船 賃 次のア～イの合計額 ア 旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。） イ 座席指定料金を徴する船舶の場合には、座席指定料金 ※ 特別客室等に係る料金は対象となりません。
		車 賃 次のアまたはイのいずれかの額 ア 現に支払った旅客運賃（タクシーについては、必要その他やむを得ない場合のみ対象） イ 公共交通機関以外を利用した旅行1kmにつき37円を上限とし算定した額（1km未満の端数切捨て） 道路通行料金、駐車場代については、イに含めず現に支払った額とする。
		雑費
		空港施設利用料 現に支払った額
		査証代 現に支払った額（代行手数料含む。）
		発券手数料 現に支払った額
		超過手荷物料金 現に支払った額
	滞在費	渡航に係る外国滞在に要する経費
		滞在費
		日当 定額（1日につき5,000円を超えない額） 宿泊料 現に支払った額 ※助成対象経費の合計額の算出に当たって含めることができる金額の上限は1泊につき20,000円を原則とします。

【借料及び損料】 賃貸借請負に要する経費等

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘	要
○	スポーツ教室、大会等の会場として使用するグラウンド、体育館や諸室等の利用料（付属設備・備品、照明電力使用料、冷暖房使用料等を含む。） ※ 原則として、スポーツ教室、大会等の開催前日（準備）、開催当日、開催終了日の翌日（撤収等）までが対象経費となります。
○	各種会議の会場利用料（付属設備・備品、照明電力使用料、冷暖房使用料等を含む。）
※	次に該当する場合は、対象外経費となります。 【助成事業者が所有する施設等である場合】 ・所有する施設等の使用料について、当該経費が会計区分間（助成事業会計とその他の会計）において振り替えとなっているもの（第三者に支出されていないもの） 【助成事業者が地方公共団体である場合】 ・所有する施設等の使用料について、当該経費が部局間において振り替えとなっているもの（第三者に支出されていないもの） ・所有する施設を指定管理制度を活用して運営している場合における当該施設の使用料について、指定管理者から徴収する場合又は指定管理料と相殺する場合 【助成事業者が地方公共団体所有施設の指定管理者である場合】 ・指定管理を行っている施設の使用料について、指定管理者（＝助成事業者）の収入となり、地方公共団体から受領する指定管理料と相殺しない場合
○	物品借料（スポーツ用具・AEDを含む。）、バス・車借料（燃料代、道路通行料金、駐車場代を含む。ただし、目的、日時、移動区間等が明確なものに限る。） ※ レンタル業者以外の者から貸借取引した場合には、以下の点にご注意ください。 ・取引の相手方が当該物品の所有者であること。 ・物品の特性上見積合わせが行えない等、金額の妥当性が客観的に示せないものについては、当該物品の取得価格（又は相当品販売価格）×5%を対象経費の限度とする。
○	通信機器（携帯電話、Wi-Fi等）のレンタル料（国内での利用に際しては、助成事業者がスポーツ教室、大会等を主催するために必要なもので、目的、借用期間、利用者が確認できるものに限る。）
※	事務所の賃料及びパソコン、コピー機等経常的使用機器類のリース料は原則対象外経費となります。
※	光熱水料金は原則対象外経費（当該経費が部局間において振り替えとなっているもの（第三者に支出されていないもの）以外で、専用メーターを設置し、使用日時、使用量の実績（作業日報等）が明確となるものは対象。）となります。

【印刷製本費】 資料等の印刷作成請負に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘	要
○	外部に請け負わせる印刷製本作成費（作成する資料等の仕様（用紙サイズ、頁数、印刷・製本方法等）、必要部数が明確なものに限る。）
※	スポーツくじのロゴマークの表示がない場合は、対象外経費となります。
※	外部に請け負わせない既存資料の複写代（拡大コピー等含む。）は、対象外経費となります。

【通信運搬費】 郵送及び荷物等運搬請負に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘	要
○	荷物運搬料（目的、送付先、送付物の内容等の明細が確認でき、かつ事業の実施に必要なものに限る。）
○	送付物の封入・発送作業等を、会社等事業者等に請け負わせて実施する経費（目的、送付先、送付物の内容等の明細が確認できるものに限る。）
○	「国民体育大会冬季大会の競技会開催支援事業」「スポーツ情報の提供事業」「新規会員獲得事業（体験会等の開催事業を除く。）」「ドーピング防止情報提供事業」「スポーツ仲裁等事業」「国際スポーツ会議開催事業」「国際競技大会開催助成（開催事業）」の開催に必要な通信費（郵送料、切手・はがき代・メール便、電信電話料、その他これらに類するもので、目的、送付先・通話記録等の明細が確認できるものに限る。）
※	総合型地域スポーツクラブ活動助成（「クラブアドバイザー等配置事業」を除く。）においては、対象外経費となります。

【雑役務費】 その他請負に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要
○ 大会開催等に係る会場設営、看板作成、チケット販売、警備などを一定の仕様に基づいて会社等事業者に請け負わせて実施する経費 ※ 大会スタッフや指導者の派遣等を会社等事業者に請け負わせて実施する場合の助成対象経費の上限額は、謝金及び旅費の基準を準用します。 ○ スポーツ大会の競技成績優秀者に対する表彰に必要なメダル等記念品の作成費 ※ 副賞賞品・参加賞等は対象外経費となります。 ○ 「総合型地域スポーツクラブ活動助成」において、新たな会員獲得のために行うイベント等で配布するタオル等（安価広報物）の作成費（実参加人数を上限とする。） ○ ウェブページコンテンツ作成料（「スポーツ情報の提供事業」及び助成対象事業の周知のみを目的としたコンテンツに限る。） ※ ウェブサイトの管理運営費（既存ウェブサイトの更新費を含む。）は対象外経費となります。 ○ 合宿等における管理栄養費 （支給される食事の代金について、1人につき6,000円/日を上限として対象経費となります。また、選手と同時に同一の食事を行う強化役員・スタッフの食事代についても対象となります。） ※ 「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」について、選手の栄養管理を行っている事業に限る。 ○ ドーピング検査費 ○ 銀行振込手数料（対象経費の支出に係るものに限る。） ※ 取得物品（助成対象財産）には原則としてスポーツくじのロゴマークを表示（着脱式は不可）することとなります。（特注品となり取得価格が著しく高騰する場合を除く。）

【スポーツ用具費】 スポーツ用具等の購入に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要
○ 1件当たりの助成対象経費の合計額に30%を乗じた額を上限とする。（「大型スポーツ用品の設置事業」「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」を除く。） ○ 選手等の水分補給のために必要な飲料、選手等のコンディショニング維持のために必要な物品（テーピング・鍼等）、救急用医薬品類（アンチ・ドーピングを考慮したものであること。） ※ 「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」に限る。 ○ スポーツ活動に必要な競技用具 ○ スポーツ教室等の開催の際に使用するユニフォーム、ビブス、ゼッケン等被服類 ○ スポーツ指導者及びスタッフの被服類 ○ スポーツ教室、大会等の運営に必要な競技エリア・コース設営用品 ○ 健康・体力相談に必要な健康・体力測定器（健康・体力相談事業を定期的に行う場合又は高齢者を対象とした事業を実施する場合に限る。） ○ スポーツ医・科学支援に必要な身体特性を測定する機器 ※ 「身体・運動能力特性に基づくタレント発掘・育成事業」に限る。 ○ A E D（自動体外式除細動器）、W B G T（湿球黒球温度）測定器 ※ A E Dの購入については、1事業につき、1台までを助成対象経費とします。 ※ 取得物品（助成対象財産）には原則としてスポーツくじのロゴマークを表示（着脱式は不可）することとなります。ロゴマークの表示がない場合は、対象外経費となります。（国際ルール等により表示が困難なものや競技に支障が生じるもの、特注品となり取得価格が著しく高騰する場合を除く。） ※ 調達物品（助成対象財産）の取得後は、管理者を定めて管理を行うこととなります。また、調達物品の取得価格が50万円以上の物品については財産管理台帳の作成・保存が必要になるほか、処分に制限があります。

【備品費】 備品の購入に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要
○ 天然芝維持活動に直接必要な備品（芝刈機等） ○ マイクロバスの調達に係る車両本体価格（標準装備を含む。）及び統一デザインラッピングに要する経費 ○ ドーピング検査分析機器 ※ 取得物品（助成対象財産）には原則としてスポーツくじのロゴマークを表示（着脱式は不可）することとなります。（特注品となり取得価格が著しく高騰する場合を除く。） ※ 調達物品（助成対象財産）の取得後は、管理者を定めて管理を行うこととなります。また、調達物品の取得価格が50万円以上の物品については財産管理台帳の作成・保存が必要になるほか、処分に制限があります。

【消耗品費】 消耗品の購入に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要
○ 「天然芝維持活動事業」「国民体育大会冬季大会の競技会開催支援事業」「国際スポーツ会議開催事業」「国際競技大会開催助成（開催事業）」において事業の実施に直接必要な消耗品
○ ドーピング検査分析に直接必要な薬品類その他耐用年数が1年未満の物品
※ 上記以外の経費は、原則対象外経費となります。

【会議費】 会議の開催に係る飲食物の支給に要する経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要
○ 「国際スポーツ会議開催事業」「国際競技大会開催助成（開催事業）」に係る会議の出席者に支給する飲料及び弁当代（数量は実出席者を上限とする。）
※ 昼食の提供については、午前、午後を通して3時間以上実施する場合に限り対象経費となります。
※ 上記以外の経費は、原則対象外経費となります。

【委託費】 事業の一部を第三者に委任して実施するために必要な経費

※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要
○ 地方公共団体が実施するスポーツ大会等について、実行委員会等の第三者に事業の一部を委任して実施する際に必要な経費
※ 営利法人等に請け負わせるものは、委託費には該当しません。
※ いわゆる諸経費、取扱手数料の類は対象外経費となります。
○ その他、実施手法等を含め事業の一部を第三者に委任して実施する際に必要な経費
※ 委託金の額を含めた当該委託事業の事業収入総額が事業支出総額を上回る場合は、事業支出総額との差を減じた額を上限とする。

【補助金】 事業費の全部又は一部を補助するために必要な経費

※実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。

摘 要
○ 総合型地域スポーツクラブ活動助成（「創設支援事業」「自立支援事業」「マネジャー設置支援事業」）及び「タレント発掘・一貫指導育成事業」において、助成事業者が定期的・継続的な育成を行う非営利のスポーツクラブの活動に対して交付する補助金
○ 「スポーツ国際貢献・協力活動事業」において、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会が加盟団体に交付する補助金
※ 「タレント発掘・一貫指導育成事業」及び「スポーツ国際貢献・協力活動事業」においては、補助金の額を含めた当該間接助成事業の事業収入総額が事業支出総額を上回る場合は、事業支出総額との差を減じた額を上限とする。

【交付金】 事業費の全部又は一部を負担するために必要な経費

摘 要
○ 「国民体育大会冬季大会の競技会開催支援事業」において、競技会開催地市町村（特別区を含む。）が行う競技会開催事業に対し開催都道府県が交付する交付金
※ 交付金の額を含めた当該支援事業の事業収入総額が事業支出総額を上回る場合は、事業支出総額との差を減じた額を上限とする。

【その他】

摘 要
＜手数料＞ ○ 「若手スポーツ指導者長期在外研修事業」におけるセンターが指定する研修会等への参加料 ○ 競技会参加料（エントリーフィー） ※ 「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」に限る。 ※ 上記以外の経費は、原則対象外経費となります。（両替手数料、印紙代、参加料、大会開催契約料・公認料など） ＜保険料＞ ○ 国外で実施する事業において選手・スタッフが加入する海外旅行保険の保険料 ○ 助成事業に招集された選手・スタッフが加入する傷害保険の保険料 ※ 「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」及び「スポーツ国際貢献・協力活動事業」に限る。 ※ 上記以外の経費は、原則対象外経費となります。 ＜新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費＞ ○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、事業の実施に直接必要と認められる経費は、1件当たりの助成対象経費の合計額に10%を乗じた額を上限とし助成対象経費となります。 ※ 総合型地域スポーツクラブ活動助成（「創設支援事業」「創設事業」「自立支援事業」「活動基盤強化事業」）、地方公共団体スポーツ活動助成（「スポーツ教室、スポーツ大会等の開催」「スポーツ指導者の養成・活用」「ホストタウン国際交流」「国民体育大会冬季大会の競技会開催支援事業」）、将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成、スポーツ団体スポーツ活動助成（「スポーツ教室、スポーツ大会等の開催」「スポーツ指導者の養成・活用」「新規会員獲得事業」「ドーピング防止情報提供事業」「ドーピング防止啓発活動推進事業」「若手スポーツ指導者長期在外研修」「国際交流推進スタッフ育成事業」「スポーツ団体ガバナンス強化事業」「国際スポーツ会議開催事業」「スポーツ国際貢献・協力活動事業」）、国際競技大会開催助成（「開催事業」）に限る。 ※ 「将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成」については、上記上限は適用しない。 【助成対象経費となる例】 ・ 運営スタッフのマスク・フェイスシールド・防護服等物品 ・ スポーツ教室、大会等の当日の運営に必要な消毒用アルコール、サーモメーター、ペーパータオル等物品 ・ PCR検査又は抗原定量検査に係る経費 ・ 出入国後一定期間の隔離に必要な宿泊費（各国が定める日数に限る。） ※ 将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成、スポーツ団体スポーツ活動助成（「ドーピング防止情報提供事業」「若手スポーツ指導者長期在外研修事業」「国際交流推進スタッフ育成事業」「スポーツ国際貢献・協力活動事業」）に限る。 ※ 栄養補給等として飲食物を参加者に提供する場合は小分け飲料及び食事の調達に係る経費は対象外経費となります。 ※ 参加申込受付等に係るシステム導入費は対象外経費となります。 ※ パソコン、動画配信サイト利用料、ホームページ更新費等、経常的な使用又は利用に係る経費は原則対象外経費となります。

【施設整備費】 大規模スポーツ施設整備助成及び地域スポーツ施設整備助成に必要な経費
 ※競争に付して契約し、かつ、実施期間内に履行が完了した経費の支出額が原則となります。
 請負業者の選定については「会計処理の手引」をご確認ください。

支出科目	助成対象経費限度額算出基準
工事費	○ 大規模スポーツ施設整備助成に係る工事の助成対象範囲は以下のとおり ・ 競技場の整備に必要な工事 ・ 競技場に附帯する駐車場、観客導入ライン等の工事 ※ 競技場の付加価値化（例：レストラン、ショッピングセンター等の商業スペースの設置（又は改修、改造））工事は対象外経費となります。 ○ 対象外経費が含まれている場合の対象経費の算出方法 （対象経費だけの内訳設計金額が算出されていても、対象外経費と同一の契約であれば以下の算出による金額を適用する。） 実施設計書 対象直接工事費（A）＝直接工事費（B）－対象外直接工事費（C） 工事費割合（D）＝（A）÷（B）（小数第5位以下切り捨て） 対象共通仮設費（E）＝共通仮設費×（D）（円未満切り捨て） 対象現場管理費（F）＝現場管理費×（D）（円未満切り捨て） 対象一般管理費（G）＝一般管理費×（D）（円未満切り捨て） 対象工事費（H）＝（A）＋（E）＋（F）＋（G） 請負率（I）＝契約金額÷実施設計工事金額（小数第5位以下切り捨て） 対象工事費（J）＝（（H）×（I）（円未満切り捨て））×消費税率 ※ 芝生化事業と防球ネット設置事業等の工事が同一契約の場合は、「芝生化に要する経費」と「それ以外の経費」で区分して、それぞれの事業に要する経費（対象経費＋対象外経費）を算出します。 ○ 助成事業年度前に実施した対価（前金払いを含む。）として支出した経費は対象外
設計監理費	○ 実施設計費（上記工事費割合（D）及び請負率（I）により算出した額を限度とする。） ○ 工事監理費（上記工事費割合（D）及び請負率（I）により算出した額を限度とする。）
附帯設備費	○ 大規模スポーツ施設整備助成に係る工事に附帯して競技場に常設する機器又は安全設備等及び競技場の整備に必要な機械、装置又は車両等

スポーツ振興助成事業 収支に関する証拠書類一覧表

【提出必須書類】

以下の書類について、写しを提出してください。

間接助成事業者から助成事業者への提出書類については、助成事業者の案内に従ってください。

経理区分	実績（中間）報告時
諸謝金 新型コロナウイルス感染症対策経費（本経理区分に係るもの）	- 銀行振込伝票（又は領収書） - 従事年月日・内容などの内訳が分かる書類（諸謝金・旅費等一覧表など） 〔内訳が分かる書類で、確認が必要な項目〕 - 従事者名 - 教室（大会）名 - 実施場所 - 従事年月日 - 従事内容 - 実施回数 - 謝金単価 - 支払明細（源泉徴収額、差引支給額など） ＜原稿執筆謝金を支給した場合＞ - 成果物及び当該原稿の内容が分かる書類（文字数及び掲載枚数を明記すること） ＜代理受領により支給した場合＞ - 委任状若しくは代理受領者と従事者の間で交わされた領収書
旅費 渡航費 滞在費 新型コロナウイルス感染症対策経費（本経理区分に係るもの）	＜旅行者に旅費を支給した場合（旅行者が立替払を行った場合等）＞ - 諸謝金・旅費等一覧表又は旅費支給額の根拠となる書類 - 銀行振込伝票（又は領収書）…助成事業者と旅行者の間で交わされたもの ＜助成事業者が旅行者等と契約し旅行代金を支出した場合＞ - 銀行振込伝票（又は領収書）…助成事業者と旅行者等の間で交わされたもの - 支払金額の内訳が分かる書類（請求内訳書など） 〔そのうち宿泊費が発生した場合に必要な書類〕※請求内訳書などにより確認できる場合は省略可 - 宿泊者が分かる書類（宿泊者の氏名が記載された宿泊明細など） ＜渡航費（航空賃）が発生した場合に必要な書類＞ - 搭乗日、経路、航空券価格が分かる書類（領収書、eチケットの控え、搭乗証明書、予約確認表など） ＜外貨による支払いの場合＞ - 換算レートが分かる資料（外国為替計算書、両替計算書等） ＜海外研さん活動において滞在費が発生した場合＞ - 滞在日数が確認できる資料（パスポートの写し等） ＜能力育成教育において通学費が発生した場合＞ - 履修教育機関の授業日が確認できる資料（シラバス等）
備品費 消耗品費 会議費 スポーツ用具費 新型コロナウイルス感染症対策経費（本経理区分に係るもの）	- 銀行振込伝票（又は領収書） - 支払金額の内訳が分かる書類（請求内訳書など） 〔内訳が分かる書類で、確認が必要な項目〕 - 購入した物（品名、規格など） - 個数 - 単価 - 関係規程に定める「シンボルマーク」又は「ロゴマーク」等の表示が確認できるもの（スポーツ用具等の場合） ＜外貨による支払いの場合＞ - 換算レートが分かる資料（外国為替計算書、両替計算書等） ＜大型スポーツ用品の設置においてスポーツ用具を購入した場合＞ - 入札又は見積り合わせの結果が確認できる書類、契約書（100万円以上の契約の場合）、納品書、検収書（検査調書） ＜能力育成教育において消耗品又はスポーツ用具を購入した場合＞ - 授業で使用し、履修教育機関から購入する事を指示されたことが分かる資料（シラバス等） ＜マイクロバスの設置においてマイクロバスを購入した場合＞ - 入札又は見積り合わせの結果が確認できる書類、契約書（100万円以上の契約の場合）、納車検収書、車検証、ラッピング（団体名・ロゴマーク）が確認できる写真
賃金	- 銀行振込伝票又は振込が確認できる書類 - 給与明細又は賃金台帳（勤務日数・支払金額等が明記されているもの） - 活動報告書（クラブアドバイザー等配置事業の場合はクラブアドバイザー等活動報告書）

※ 銀行振込の証拠として提出する伝票等には、依頼人（助成事業者）口座名義、振込先口座名義、取引日時、振込金額が明記されている必要があります（振込伝票に代えて、それらが記載されていない口座預金通帳を提出することはできません）。

※ 現金払の証拠として提出する領収書等には、支払者（団体）名、支払金額、支払日、受領者名、受領者の印（サイン）、内容（品名・件名等）が明記されている必要があります。

※ 地方公共団体は、銀行振込伝票（又は領収書）に代えて、出納機関の支出証明のある支出命令書の提出でも可とします。

※ インターネットバンキングにより銀行振込を行う場合は、銀行振込伝票として銀行振込画面を印刷して提出してください。

スポーツ振興助成事業 収支に関する証拠書類一覧表

【提出必須書類】

以下の書類について、写しを提出してください。

間接助成事業者から助成事業者への提出書類については、助成事業者の案内に従ってください。

経理区分	実績（中間）報告時
借料・損料 印刷製本費 通信運搬費 雑役務費 保険料 新型コロナウイルス感染症対策経費（本経理区分に係るもの）	- 銀行振込伝票（又は領収書） - 関係規程に定める「シンボルマーク」又は「ロゴマーク」等の表示が確認できるもの（印刷物等の場合） - 支払金額の内訳が分かる書類（施設や請負業者からの請求内訳書など） [内訳が分かる書類で、確認が必要な項目] 会場借料 ・使用施設名 ・使用年月日 ・単価 ・回数 ・使用時間 ・利用目的 物品借料 ・物品名 ・使用年月日 ・個数 ・単価 ・利用目的 （※利用目的が請求内訳書等から読み取れない場合は、但書き等に記載すること。） 印刷製本費 ・印刷物品名 ・部数 ・単価 通信運搬費 ・送付（運搬）物品名 ・個数 ・単価 雑役務費 ・役務内容 ・役務内容積算内訳 保険料 ・保険期間 ・単価 ・被保険者 <バス・車借料が発生し、併せて燃料代、道路通行料金、駐車料金が発生した場合> - 燃料代、道路通行料金、駐車料金の領収書 <通信運搬費のうち通信費が発生した場合> - 配布先内訳 <指定管理施設に係る借料が発生した場合> - 指定管理契約に係る書類（条例、協定書等） <管理栄養費が発生した場合> - 選手等の栄養管理を行っていることが分かる書類 （栄養士から宿泊施設へ指示をしている資料やそれに対する実際のメニュー表等） <Webページの作成や動画配信を行った場合> - 作成したWebページや配信した動画が閲覧できるURLやデータ <外貨による支払いの場合> - 換算レートが分かる資料（外国為替計算書、両替計算書等）
委託費	- 銀行振込伝票（又は領収書） - 支払金額の内訳が分かる書類（請求内訳書など） - 検収書（検査調書）等委託費の確定額が分かる書類 <実行委員会等の第三者に事務委任を行った場合> - 委任先が作成した収支決算書 - 委任先の支出を証する書類（各経理区分に準じた銀行振込伝票、請求内訳書など） - 委任先に通知した委託金額の確定通知書
補助金 交付金	- 銀行振込伝票（又は領収書） - 間接助成事業者が作成した収支決算書 - 間接助成事業者の支出を証する書類（各経理区分に準じた銀行振込伝票、請求内訳書など） - 間接助成事業者に通知した補助金又は交付金の額の確定通知書
工事費 附帯設備費 設計監理費	- 銀行振込伝票（又は領収書） - 請求書 - 入札又は見積り合わせの結果が確認できる書類 - 工事請負契約書 - 完了報告書 - 検収書（検査調書） - 現場写真（スポーツ振興くじ助成の表示が確認できるものを含む。） - 事業の実施結果やロゴマークを表示した印刷物やホームページの写し
その他 （学費）	- 銀行振込伝票（又は領収書） - 在学証明書 - 学費の内訳が分かる書類（履修教育機関の募集要項等）

※ 銀行振込の証拠として提出する伝票等には、依頼人（助成事業者）口座名義、振込先口座名義、取引日時、振込金額が明記されている必要があります（振込伝票に代えて、それらが記載されていない口座預金通帳を提出することはできません）。

※ 現金払の証拠として提出する領収書等には、支払者（団体）名、支払金額、支払日、受領者名、受領者の印（サイン）、内容（品名・件名等）が明記されている必要があります。

※ 地方公共団体は、銀行振込伝票（又は領収書）に代えて、出納機関の支出証明のある支出命令書の提出でも可とします。

※ インターネットバンキングにより銀行振込を行う場合は、銀行振込伝票として銀行振込画面を印刷して提出してください。

スポーツ振興助成事業 収支に関する証拠書類一覧表

【必要に応じ提出】

以下の書類は提出必須ではありませんが、助成事業者において保管してください。
(内容確認のため、提出を求める場合があります。)

経理区分	実績（中間）報告時
収入（全般）	収入の内訳が確認できる書類
諸謝金 新型コロナウイルス感染症対策経費（本経理区分に係るもの）	- 委嘱状（依頼文書） - 承諾書 - 旅費等を併せて支払う場合は、支払金額の内訳が分かる書類 - 専門的知識・能力を有する者であることが分かる書類（職務経歴等） <会議出席謝金を支給した場合> - 議事録 <源泉徴収を行った場合> - 源泉徴収税払込書
旅費 渡航費 滞在費 新型コロナウイルス感染症対策経費（本経理区分に係るもの）	- 出張依頼（命令書） - 出張報告書 <旅行者に旅費を支給した場合（旅行者が立替払を行った場合等）> [そのうち宿泊費が発生した場合に必要な書類] - 銀行振込伝票（又は領収書）…旅行者と旅行者（宿泊施設など）の間で交わされたもの - 支払金額の内訳が分かる書類（宿泊施設発行の請求内訳書など） - 宿泊者が分かる書類（宿泊者の氏名が記載された宿泊明細など） [そのうち航空賃が発生した場合に必要な書類] - 搭乗日、経路、航空券価格が分かる書類（領収書、eチケットの控え、搭乗証明書、予約確認表など） <車賃が発生した場合> - 道路通行料金、駐車料金の領収書 - 移動経路及び移動距離が分かる資料 <タクシー代を支給した場合> - 必要その他やむを得ないことを示す理由書 <旅行会社等で切符等を手配した場合> - 見積書 - 契約書（100万円以上の契約の場合） - 納品書（同上） - 検収書（検査調書）（同上） <代表者等構成員が経営する企業等と契約した場合> - 徴取したすべての見積書
備品費 消耗品費 会議費 スポーツ用具費 新型コロナウイルス感染症対策経費（本経理区分に係るもの）	- 会議録（会議費のみ該当。日時、所要時間、場所、出席者、内容等が記載されたもの） - 支給物（飲料等）の数量が確認できる書類（参加者名簿等） - 見積書 - 納品書 <代表者等構成員が経営する企業等と契約した場合> - 徴取したすべての見積書 <100万円以上の契約の場合> - 契約書 - 検収書（検査調書）
賃金	- 勤務時間、労務内容が確認できる書類（作業日報、管理簿等） <源泉徴収を行った場合> - 源泉徴収税払込書 <源泉徴収税の納期の特例を受けている場合> - 源泉徴収税の納期の特例の承認に関する申請書

※ 提出の有無にかかわらず、全ての書類は助成事業者において、助成年度の翌年度からくじ助成は10か年度、くじ助成以外は5か年度保管してください。

スポーツ振興助成事業 収支に関する証拠書類一覧表

【必要に応じ提出】

以下の書類は提出必須ではありませんが、助成事業者において保管してください。
(内容確認のため、提出を求める場合があります。)

経理区分	実績（中間）報告時
借料・損料 印刷製本費 通信運搬費 雑役務費 新型コロナウイルス感染症対策経費（本経理区分に係るもの）	・ 見積書 ・ 納品書 <代表者等構成員が経営する企業等と契約した場合> ・ 徴取したすべての見積書 <100万円以上の契約の場合> ・ 契約書 ・ 検収書（検査調書）
委託費	・ 見積書 ・ 仕様書 ・ 委託契約書 ・ 完了報告書 <実行委員会等の第三者に事務委任を行った場合> ・ 委任先が作成した事業計画書 ・ 委任先に提示した実施要項 ・ 委任先に通知した委任通知書、委任先から提出された承諾書 ・ 委任先から提出された事業報告書
補助金 交付金	・ 補助金、交付金の交付要綱 ・ 間接助成事業者へ通知した交付決定通知書 ・ 間接助成事業者から提出された事業報告書

※ 提出の有無にかかわらず、全ての書類は助成事業者において、助成年度の翌年度からくじ助成は10か年度、くじ助成以外は5か年度保管してください。

総合型地域スポーツクラブマネジャーや競技力向上事業助成金の「コーチ設置事業（スタッフ会議開催事業を除く。）」において賃金又は謝金を受給している者が兼業・兼職の場合は、兼業・兼職先の従事時間と重複がないことを確認するため、以下の書類の提出を求める場合があります。

■兼業・兼職先の従事時間と重複がないことを証明する書類

場合別	提出物
個人事業主の場合	・ 確定申告書の控えの写し…無い場合は、所得証明書の原本 ・ 兼業・兼職先の従事時間が分かる記録簿（タイムカード等） ・ 議事録…理事会等において、上記の兼業・兼職先の従事時間が分かる記録簿（タイムカード等）と助成対象となる業務の従事時間が、重複していないことを確認したことが分かる書類
被雇用者の場合	・ 所得証明書の原本 ・ 兼業・兼職先の勤務時間・勤務日等が分かる記録簿（タイムカード等） ・ 雇用契約書…賃金・勤務時間・勤務日等が確認できるもの ・ 勤務証明書…下記の記載事項があるもの。様式は任意 [必要な記載事項] 被雇用者氏名、就業（採用）年月日、従事内容、役職、勤務場所、出勤曜日、勤務時間、法人住所、法人代表者名
役員の場合	・ 役員が、職員を兼ねていない場合…個人事業主の場合と同様 ・ 役員が、職員を兼ねている場合 …被雇用者の場合と同様

JAPAN SPORT COUNCIL

日本スポーツ振興センター



独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）は、スポーツ庁が進める「Sport in Life」プロジェクトに参画しています。

【「Sport in Life」プロジェクトとは】

自治体・スポーツ団体・経済団体・企業などが一体となり、国民のスポーツ参画を促進するプロジェクト

「Sport in Life」プロジェクトの HP ⇒ <https://sportinlife.go.jp/>